

該当する「編」を選択	節の名称を入力
1編	自治基本条例に基づくまちづくりの推進

第1編第1章の第1節「参加と協働による自治の推進」、第2節「地域内分権による地域の自治の推進」を統合し第1節とする。

1. 節の説明文

節の概要を示す説明文を入力
「上田市自治基本条例」に掲げるまちづくりの基本理念である「参加と協働」及び「地域内分権」により自治を推進します。

2. 現状と課題

現状と課題 を入力	現状と課題 を入力	現状と課題 を入力	現状と課題 を入力	現状と課題 を入力
・人口減少、少子高齢化により、担い手の減少や、役員の高齢化が進み、まちづくり活動への「負担」が大きくなっています。今後、人口減少・高齢化社会に対応したまちづくりに向け、担い手の負担を減らしながらまちづくりを進める必要があります。	・複雑多様化する市民ニーズに応えながらまちづくりを進めるためには、地域コミュニティの存在は不可欠であり、多様な主体(市、自治会、住民自治組織、NPO、企業など)の参加と、各主体の特性に応じた役割分担の下、協働のまちづくりを推進する必要があります。その中で、住民同士が地域のまちづくりの方向性などについて話しあい、住民主体の特色あるまちづくりの取組も広がっています。	・将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していくためには、自治基本条例に掲げる「参加と協働」のまちづくりの理念を、これからのまちづくりを担う若い世代に対し普及・啓発するとともに、各主体において、次代を担う人材の育成を図る必要があります。	・特色ある地域づくりを進める上では、「参加と協働」の基本的な考えの下、「地域でできることは地域で」「自分たちでできることは自分たちで」行うことを基本とする「地域内分権」の考えに立ち、各主体が協力・連携・協働して施策を推進する必要があります。	・地域の歴史的・文化的なつながりを背景に組織され、最もコンパクトな地域コミュニティである自治会においては、加入率の低下や高齢化、帰属意識の変化等の影響により、自治会の意義・役割・活動内容など、将来のあり方を検討する時期にあります。

現状と課題 を入力	現状と課題 を入力
・自治会などの範囲では解決が困難な課題に対しては、小中学校区などを活動範囲とし、多様な主体が参画する住民自治組織がその特性を生かし、各主体と協働して地域課題の解決に取り組むことが求められています。	・市は、協働の当事者として、自治会、住民自治組織等が実施するまちづくり活動に対し、必要な助言や金銭的な支援を行い、まちづくり活動が円滑に進められるよう努める責務を負っています。また、各主体との情報共有に努めながら、まちづくり活動の効果を最大化するように努める必要があります。

3. 達成度をはかる指標・目標値

	担当課	指標の内容	実績値(基準年)	R12年度(5年後)目標値
指標	市民参加・協働推進課	地域づくり講座・研修会 開催数【継続】	講演会1回、協働推進員研修会2回 (R5年度)	講演会1回、協働推進員研修会2回
指標	市民参加・協働推進課	自治会共同集会施設の耐震化率【継続】	66% [144/217棟] (R5年度)	70% [152/218棟]
指標	市民参加・協働推進課	自治会加入率【新規】	83.6% (R5.9.1)	80.0%
指標	市民参加・協働推進課	活力あるまちづくり支援金採択事業数【新規】	17事業 (R5年度)	39事業
指標	市民参加・協働推進課	住民自治組織が他団体(自治会等)と連携・役割分担して取り組む事業数【変更】	調査中	13事業 [各組織1事業]

4. 各主体に期待される主な役割分担

	担当課	主体	記載内容
役割	市民参加・協働推進課	市民	・自治基本条例に掲げる「参加と協働」を踏まえ、まちづくり活動の主体となる自治会、住民自治組織に参画します。
役割	市民参加・協働推進課	自治会・活動団体など	・担い手の減少に伴う自治会機能の低下を補完するため、自治会の役割の再確認と、住民自治組織との連携強化を図ります。 ・若者や女性をはじめ多様な人材の参画を得て、それぞれの団体の設立目的に応じ、地域の特性を生かしたまちづくりを主体的に進めます。 ・住民自治組織の活動を通じ、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めます。
役割	市民参加・協働推進課	行政	・市民・自治会・住民自治組織など、各主体との情報共有を図り、市民への啓発や活動への支援を進めます。 ・人材を発掘・育成し、市民のまちづくりへの参加と参画を促します。 ・市民、自治会、住民自治組織が相互に連携したまちづくりを推進するための役割分担の研究・提案・実践を行います。 ・市の附属機関である地域協議会に対しまちづくりに関する諮問・意見聴取を行い、まちづくり施策にその意見等を反映します。

該当する「編」 1表より引用のため入力不要	節の名称 1表より引用のため入力不要
1編	自治基本条例に基づくまちづくりの推進

5. 施策の方向性・展開

行が不足する場合は、適宜追加して使用ください。

基本施策			「施策の方向性」【新設】	
	担当課	「基本施策」の内容	No	「施策の方向性」の内容
基本施策1	市民参加・協働推進課	自治基本条例の理念の普及・啓発	施策の方向性	「上田市自治基本条例」に掲げるまちづくりの基本理念である「参加と協働」、「地域内分権」について、職員の理解の深化を進めます。
			施策の方向性	市民、自治会、住民自治組織等、まちづくりの担い手に対し、継続的に「自治基本条例」に掲げるまちづくりの基本理念の普及・啓発に努めます。
			施策の方向性	「自治基本条例」の定期的な見直しにより、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応します。
基本施策2	市民参加・協働推進課	参加と協働のまちづくりの推進	施策の方向性	「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、各主体の特性に応じたまちづくり活動を推進します。
			施策の方向性	各主体間の情報共有に努め、主体ごとに役割分担しながら連携・協力してまちづくりを推進します。
			施策の方向性	自治会、住民自治組織等が行うまちづくり活動に対し各種支援を行います。
基本施策3	市民参加・協働推進課	地域内分権の推進	施策の方向性	地域自治センター・公民館を核とし、「地域のことは地域で」の考えに立ち地域振興に努めます。
			施策の方向性	地域担当職員を配置し、地域課題に対し各主体と部局間の調整等を行いながらまちづくりを進めます。
			施策の方向性	各主体の課題に対しきめ細かく対応する協働推進員の配置し、地域課題の解決に努めます。
基本施策4	市民参加・協働推進課	まちづくり活動への支援	施策の方向性	まちづくりの核となるコミュニティ施設や地域活動拠点施設の整備・活用を図ります。
			施策の方向性	市民等が実施するまちづくり活動に対する支援を行います。
			施策の方向性	将来にわたり持続可能なまちづくりを目指し、担い手の発掘・育成に努めます。

該当する「編」 1表より引用のため入力不要	節の名称 1表より引用のため入力不要
1編	自治基本条例に基づくまちづくりの推進

6. 主な事業【新設】

本節に関連する主な事業名を記載ください
<ul style="list-style-type: none"> ・活力あるまちづくり支援金 ・共同集会施設整備事業補助金

7. 関連する個別計画

新計画で記載する個別計画を記入ください
上田市協働のまちづくり指針

8. SDGs17つの基本目標との関係性

目標	内容	該当に
目標1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる【国地総:全般】	
目標2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する【経安、国地総:全般】	
目標3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	○
目標4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	○
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	○
目標6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	
目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	
目標8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
目標10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する	○
目標11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	○
目標12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する	
目標13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*【国地気候:全般】	
目標14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
目標15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
目標16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	○
目標17 パートナースHIPで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	○

1-1-2「地域内分権による地域の自治の推進」と統合し、新たに1-1-1「自治基本条例に基づくまちづくりの推進」とする。

1. 節の説明文

現行	地域住民や自治会、住民自治組織、市など各主体がそれぞれの役割のもとで、連携し、協働することにより、自主的・主体的な地域づくりを目指します。
新計画	「上田市自治基本条例」に掲げるまちづくりの基本理念である「参加と協働」及び「地域内分権」を着実に推進します。

2. 現状と課題

現行	・地方分権改革が進展し、国と地方自治体がより対等な立場で行政を担い、地方自治の本旨に基づき、自らの判断と責任の下に実情に沿った市政運営が求められているとともに、参加と協働による住民自治の強化が不可欠とされ、より一層、市民の参画により意思決定していくことが求められています。	・自治会や市民活動団体など様々な人や組織により、地域課題を自ら解決しようとする公益的な活動が活発化しています。また、まちづくりを担う新たな仕組みとして設立された「住民自治組織」に多様な主体が参画し、連携・協力しながら、市が協働することにより、地域住民の意見に基づく、より効果的な地域課題の解決に向けた取組が進められています。	・地域には、様々な分野で活動する団体や人材が存在しています。協働のまちづくりをより活発に進めるためには、こうした人々のリーダーや、つなぎ役となる人材が地域活動に参画し、経験やノウハウを生かす環境づくりが必要です。	・自治会は、自らのコミュニティ活動を通じ、地域環境の向上や地域住民の福祉の向上に努めており、長い歴史の中で育まれた絆による地縁団体として、まちづくりの重要なパートナーとなっています。一方で、核家族化やライフスタイルの多様化などにより、コミュニティの希薄化が進み、自治会加入者の減少、活動の担い手不足などが課題となっています。	・市内には、多種多様な歴史的資源、里山や棚田などの豊富な自然環境があります。このような資源を後世に残していくためにも、地域住民が自ら地域を知り、豊かな人生とする機会の創出が求められています。
新計画	・将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していくためには、自治基本条例に掲げる「参加と協働」のまちづくりの理念を、これからのまちづくりを担う若い世代に対し普及・啓発するとともに、各主体において、次代を担う人材の育成を図る必要があります。	・自治会などの範囲では解決が困難な課題に対しては、小中学校区などを活動範囲とし、多様な主体が参画する住民自治組織が、各主体と協働して地域課題の解決に取り組むことが求められています。	・特色ある地域づくりを進める上では、「参加と協働」の基本的な考えの下、「地域でできることは地域で」、「自分たちでできることは自分たちで」行うことを基本とする「地域内分権」の考えに立ち、各主体が協力・連携・協働して施策を推進する必要があります。	・地域の歴史的・文化的なつながりを背景に組織され、最もコンパクトな地域コミュニティである自治会においては、加入率の低下や高齢化、帰属意識の変化等の影響により、自治会の意義・役割・活動内容など、将来のあり方を検討する時期にあります。	新計画では掲載しない

現行		上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入 ・人口減少、少子高齢化により、担い手の減少や、役員の高齢化が進み、まちづくり活動への「負担」が大きくなっています。今後、人口減少・高齢化社会に対応したまちづくりに向け、担い手の負担を減らしながらまちづくりを進める必要があります。	上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入 ・複雑多様化する市民ニーズに応えながらまちづくりを進めるためには、地域コミュニティの存在は不可欠であり、多様な主体（市、自治会、住民自治組織、NPO、企業など）の参加と、各主体の特性に応じた役割分担の下、協働のまちづくりを推進する必要があります。その中で、住民同士が地域のまちづくりの方向性などについて話しあい、住民主体の特色あるまちづくりの取組も広がっています。	上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入 ・市は、協働の当事者として、自治会、住民自治組織等が実施するまちづくり活動に対し、必要な助言や金銭的な支援を行い、まちづくり活動が円滑に進められるよう努める責務を負っています。また、各主体との情報共有に努めながら、まちづくり活動の効果を最大化するように努める必要があります。
新計画				

3. 達成度をはかる指標・目標値

指標・目標値検証シートより					指標・目標値検証シートより					左記(指標・目標値検証シート結果)を踏まえて作成				新計画で、新たな指標・目標値に変更、又は追加する場合はこちらへ記入			
担当課	指標の内容	後期計画での基準値(R元)	後期計画でのR7年度目標	R5年度実績	達成度の評価	施策の必要性・課題・新たな視点等	指標・目標の方向性	R12年度(5年後)目標値	新計画の基準値(基準年)	R12年度(5年後)目標値	いずれかに	指標の内容	基準値(基準年)	R12年度(5年後)目標値			
市民参加・協働推進課	地域づくり講座・研修会開催数	講座1回・講演会1回/年(令和元年度)	講演会1回開催 協働推進員研修会2回開催	講演会1回開催 協働推進員研修会2回開催	A:順調	「協働」や「地域内分権」などの推進には、自治会や住民自治組織などに関わる市民をはじめ、多くの市民の理解が必要であることから、時機を捉えた内容での「まちづくり講演会」は今後必須である。また、この講演会は、地域協議会委員及び協働推進員のための研修会を兼ねている。	B:継続	講演会1回開催 協働推進員研修会2回開催	講演会1回、協働推進員研修会2回開催(R5年度)	変更なし	変更	自治会加入世帯数	83.6%(R5.9.1)自治会が把握している加入数	80%			
市民参加・協働推進課	地域づくりリポーター数	地域づくり人材育成講座受講者数59人(令和元年度)	地域づくり人材育成講座受講者数150人以上	中止	C:停滞	長野大学と上田市との連携により、「地域づくり人材育成講座」を毎年度開催してきたが、長野大学から、講座の題目や内容が、従前の企画と重なってしまい、他のジャンルは講師を含め人材確保が難しいと相談があり令和5年度以降は中止又は廃止とした。今後、新たな人材育成の手段の検討が必要である。	D:変更・廃止	新たな取組みの検討			追加	活力あるまちづくり支援金採択事業数	17事業(R5年度)	39事業			
市民参加・協働推進課	自治会共同集会所施設の耐震化率	65%(217棟中、142棟実施)(令和元年度)	72%(217棟中、156棟実施)	66%(217棟中、144棟実施)	B:概ね順調	災害発生時には、基幹集落施設は第一次避難場所となることから施設の耐震化は不可欠である。	B:継続	72%(218棟中、156棟実施)	66%[144/217棟](R5年度)	70%[152/218棟]	追加						

4. 各主体に期待される主な役割分担

役割分担検証シートより					左記(役割分担検証シート)を踏まえて作成				左記以外で新たに追加する場合			
担当課	主体	現行計画の記載内容	現状・進捗及び達成状況	変更の有無	新まちづくり計画策定に向けて新たに期待される主な役割	新計画の記載内容	主体					
市民参加・協働推進課	市民	・市政や地域活動、市民活動に参加します。 ・まちづくりの推進に向け、積極的に提言、行動します。	・自治会、住民自治組織等の地域コミュニティへの参画、及びわがまち魅力アップ応援事業や活力あるまちづくり支援金の活用を通して、まちづくりを推進している。	変更あり	・自治基本条例に掲げる「参加と協働」を踏まえ、まちづくり活動の主体となる自治会、住民自治組織への参画	・自治基本条例に掲げる「参加と協働」を踏まえ、まちづくり活動の主体となる自治会、住民自治組織に参画します。						
市民参加・協働推進課	自治会・活動団体など	・若者や女性をはじめ多様な人材の参画を得て、地域の特性を生かしたまちづくりを主体的に進めます。 ・他団体と連携し、まちづくりを進めます。 ・まちづくりを担う新たな地域自治の仕組みである住民自治組織の活動を通じ、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めます。	・多様な市民の参画を得る中で、それぞれの団体の設立目的や地域特性に応じた課題解決に取り組んでいる。	変更あり	・担い手の減少に伴う自治会機能の低下を補完するため、自治会の役割の再確認と、住民自治組織との連携強化。 ・若者や女性をはじめ多様な人材の参画を得て、それぞれの団体の設立目的に応じ、地域の特性を生かしたまちづくりを主体的に進めます。 ・住民自治組織の活動を通じ、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めます。	・担い手の減少に伴う自治会機能の低下を補完するため、自治会の役割の再確認と、住民自治組織との連携強化を図ります。 ・若者や女性をはじめ多様な人材の参画を得て、それぞれの団体の設立目的に応じ、地域の特性を生かしたまちづくりを主体的に進めます。 ・住民自治組織の活動を通じ、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めます。						
市民参加・協働推進課	行政	・市民・自治会・活動団体など、各主体及び住民自治組織との情報共有を図り、市民への啓発や市民活動への支援を進めます。 ・人材を発掘・育成し、市民のまちづくりへの参加と参画を促します。	・自治会、住民自治組織の活動に対する物的・人的支援を実施している。 ・定期的に連絡会議を開催し情報共有を図るとともに、広報紙において、団体の活動内容を紹介している。 ・住民自治組織が未設置の地域に対し、協議の場を設け、継続的に理解促進に取り組んでいる。 ・わがまち魅力アップ応援事業及び活力あるまちづくり支援金事業により、市民活動団体等の自主的・主体的な取組を支援してきた。さらに活力あるまちづくり支援金においては「地域枠」を設け、住民自治組織との連携を促している。	変更あり	・市民・自治会・活動団体など、各主体及び住民自治組織との情報共有を図り、市民への啓発や市民活動への支援を進めます。 ・人材を発掘・育成し、市民のまちづくりへの参加と参画を促します。 ・市民、自治会、住民自治組織が相互に連携したまちづくりを推進するための役割分担の研究・提案・実践	・市民・自治会・住民自治組織など、各主体との情報共有を図り、市民への啓発や活動への支援を進めます。 ・人材を発掘・育成し、市民のまちづくりへの参加と参画を促します。 ・市民、自治会、住民自治組織が相互に連携したまちづくりを推進するための役割分担の研究・提案・実践を行います。 ・市の附属機関である地域協議会に対しまちづくりに関する諮問・意見聴取を行い、まちづくり施策にその意見等を反映します。						
							主体					
							内容					
							主体					
							内容					

5. 施策の方向性・展開

担当課	基本施策		「施策の方向性」【新設】		(参考) 現行計画の「基本施策の各項目」、「枝番の内容」および、検証結果(4月実施)の内容									
	現行	新計画	No	「施策の方向性」	No	基本施策の各項目	No	枝番の内容	頁	担当課	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性		
市民参加・協働推進課	新規で【基本施策】を追加する場合は右欄へ記入	基本施策1 自治基本条例の理念の普及・啓発		「上田市自治基本条例」に掲げるまちづくりの基本理念である「参加と協働」、「地域内分権」について、職員の理解の深化を進めます。 市民、自治会、住民自治組織等、まちづくりの担い手に対し、継続的に「自治基本条例」に掲げるまちづくりの基本理念の普及・啓発に努めます。 「自治基本条例」の定期的な見直しにより、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応します。										
市民参加・協働推進課	基本施策1 市民参加と協働推進のための環境づくりを進めます	基本施策2 参加と協働のまちづくりの推進		「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、各主体の特性に応じたまちづくり活動を推進します。		協働によるまちづくりの推進	1	「上田市自治基本条例」の基本理念である「参加と協働」と「地域内分権」を示しながら、まちづくりのルールについて市民の理解を深め、住民自治の充実を図ります。	35	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 自治基本条例の基本理念である「参加と協働による自治の推進」、「地域内分権による地域の自治の推進」を広く周知するとともに、理解の深化を図る必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止	
							2	「上田市協働のまちづくり指針」に基づき、市民、地域コミュニティ(自治会や市民活動団体など)、企業、大学など様々な主体が、公共的な課題解決に向け、それぞれの役割に応じた連携・協力のもと、主体的に活動できる環境づくりを進めます。	35	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 自治基本条例の基本理念の一つである参加と協働の推進に向け、その効果やルール、環境づくり等の基本的な事項について、市と市民、地域コミュニティ等が共有するうえで、各主体の特性に応じた役割等、一定の方向性を定めることが重要である。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止	
							3	市民を対象にした講座の開催や地域づくり活動への支援を通じ、若者や女性、外国人をはじめ、地域で暮らすまちづくりの担い手となる人材を発掘・育成し、こうした人々がまちづくり活動に参画する仕組みづくりをダイバーシティの視点も取り入れながら進めます。	35	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 地域や市民が自ら地域を元気にし、魅力あるまちや特色を活かした地域づくりを行っていくうえで、まちづくりに積極的に参加する人材を発掘し、育成していくことは、公民館活動の目的にも合致することから、密接に連携していくことが重要である。 【課題】 講座・講演の開催に当たって、参加者数の増加に向けた内容・周知方法等を検討する必要がある。 【新たな視点】 活動拠点(自治センター、公民館)を単位とした、当該地域の具体的な課題を対象としたワークショップ等の開催についても検討が必要。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止	
		基本施策4 まちづくり活動への支援		将来にわたり持続可能なまちづくりを目指し、担い手の発掘・育成に努めます。		自主的な地域コミュニティ活動の強化		1	住民主体のコミュニティ活動や、NPO活動に必要な情報を提供するとともに、NPO活動への理解が進むよう、活動の情報発信を行いながら、団体と団体との連携を推進する組織である中間支援組織と連携し、各種市民活動団体の立ち上げや活動に対する支援を行います。	35	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 まちづくりの担い手となるNPO法人をはじめ、多くの市民活動団体への積極的な支援が必要とされる。 専門分野で活躍する人材として、地域内で活躍するNPO法人が住民自治組織等で活躍できる場を積極的にコーディネートする必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
								2	コミュニティ活動の拠点となる地域自治センターや、地域の集会所の整備・活用を進めます。	35	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 多様化する地域課題を解決していくために、地域住民及び関係団体の活動拠点整備は、地域内分権を進めるうえで不可欠である。 【課題】 活動拠点整備に当たっては、各主体の活動内容に応じた整備を進めるとともに、既存施設の活用にも配慮する必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
		基本施策3 地域内分権の推進		地域自治センター・公民館を核とし、「地域のことは地域で」の考えに立ち地域振興に努めます。		各主体間の情報共有に努め、主体ごとに役割分担しながら連携・協力してまちづくりを推進します。		3	まちづくりの重要な担い手である自治会が、その役割を發揮し、各種団体と連携・協力して自立した活動ができるよう支援します。	35	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 ・自治会と住民自治組織の役割分担を明確にし、理解の浸透を図る必要がある。 ・引き続き自治会の負担軽減、担い手確保に向けた加入促進を支援する必要がある。 ・地域特性を生かしながら、自ら地域づくりをしていくうえで、引き続き交付金の交付は必要である。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
								4	地区自治会連合会が地域の様々な団体との交流、連携を強化しながら地域づくりに取り組むために、住民自治組織との役割分担のもと、機能的に活動できるよう支援します。	35	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 自治基本条例で定める「参加と協働」による自治の推進に向け、自治会、住民自治組織、行政が役割分担しまちづくりを進める必要がある。 【新たな視点】 地域レベルでのまちづくりを担う住民自治組織が未設置の地区においても、まちづくり活動に参画できる仕組みづくりの検討も必要である。	A	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
				自治会、住民自治組織等が行うまちづくり活動に対し各種支援を行います。		地域資源を生かした地域の魅力アップ		1	自治会や市民活動団体、新たな地域自治の仕組みである住民自治組織への参画・協働を促し、地域資源の価値を再発見し、新たな地域の魅力の創出・発信につなげます。	35	市民参加・協働推進課		D	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
								2	多種多様な歴史的資源、豊富な自然環境などを後世に残していくために、地域住民が自ら地域を知り、豊かな人生とする取組を市民、各種団体と協働して進めます。	35	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 市民の参加と協働による自治の推進や、活力ある自立した地域社会の実現を図るため、市民活動団体が、地域の活性化やまちづくりに向け自主的・主体的に取り組む活動に対し支援を行う必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止

6. 主な事業【新設】

本節に関連する主な事業名を記載ください

- ・活力あるまちづくり支援金
- ・共同集会施設整備事業補助金

7. 関連する個別計画

(参考) 現行計画の記載内容

上田市協働のまちづくり指針

新計画で記載する個別計画を記入ください

変更なし

8. SDGs17つの基本目標との関係性

目標	内容	(参考) 現行	新計画 (該当に)
目標1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる【国地総:全般】		
目標2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する【経安、国地総:全般】		
目標3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	○	
目標4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	○	
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	○	
目標6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		
目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
目標8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		
目標10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する	○	
目標11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	○	
目標12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する		
目標13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*【国地気候:全般】	○	
目標14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		
目標15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		
目標16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		
目標17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	○	

1-1-1「参加と協働によるまちづくり」と統合し、新たに1-1-1「自治基本条例に基づくまちづくりの推進」とする。

1. 節の説明文

現行	地域の取組に対する人的・財政的支援を通し、住民自らが地域の抱える課題を解決できる仕組みづくりを進めます。
新計画	「上田市自治基本条例」に掲げるまちづくりの基本理念である、「参加と協働」、「地域内分権」を着実に推進します。

2. 現状と課題

現行	・人口減少や高齢化社会、核家族化などが進展する中で、相互扶助機能の低下や地域行事の縮小・廃止など、地域全体の活力の低下が懸念されます。このため、自治会や市民活動団体などの地域コミュニティが連携・協力してまちづくりを進めていく必要があります。	・合併以降、まちづくりの基本方針として進めてきた地域内分権の取組により、新たな地域自治の仕組みである「住民自治組織」の設立が進められています。今後は、若者や女性、外国人をはじめ地域で暮らす多様な主体が積極的に参画・協働し、住民主体の地域づくりを進める必要があります。	・地域の声を施策に反映するための地域協議会とまちづくりの実働組織である住民自治組織の活動について、地域課題の解決に向けた調査研究の取組が重複しないよう、それぞれの役割分担を明確にし、まちづくりを進めていく必要があります。	・市民の自主的・主体的なまちづくりを支援する「わがまち魅力アップ応援事業」などにより、市民による個性豊かな取組が活発に展開され、市民力や地域力は着実に高まっています。こうした取組を継続・発展させるため、「活力あるまちづくり支援金」などの助成制度による支援や、住民自治組織の運営を積極的に支援し、魅力ある豊かな地域づくりを進めていく必要があります。	・単一の自治会では解決が難しい地域課題の解決や、地域の個性・特性を生かしたまちづくりの推進のため、もう一回り大きな「地域」の範囲で、自治会や市民活動団体などの多様な主体が参画し、連携・協力する住民自治組織が設立されています。住民自治組織の活動が本格化するに従い、財産の保有、業務の受託、各種契約及び代表者個人のリスク回避などの手段として法人化を検討する必要があります。
新計画	・人口減少、少子高齢化により、担い手の減少や、役員の高齢化が進み、まちづくり活動への「負担」が大きくなっています。今後、人口減少・高齢化社会に対応したまちづくりに向け、担い手の負担を減らしながらまちづくりを進める必要があります。	・特色ある地域づくりを進める上では、「参加と協働」の基本的な考えの下、「地域でできることは地域で」、「自分たちでできることは自分たちで」を行うことを基本とする「地域内分権」の考えに立ち、各主体が協力・連携・協働して施策を推進する必要があります。	・複雑多様化する市民ニーズに応えながらまちづくりを進めるためには、地域コミュニティの存在は不可欠であり、多様な主体(市、自治会、住民自治組織、NPO、企業など)の参加と、各主体の特性に応じた役割分担の下、協働のまちづくりを推進する必要があります。その中で、住民同士が地域のまちづくりの方向性などについて話しあい、住民主体の特色あるまちづくりの取組も広がっています。	新計画では掲載しない	・自治会などの範囲では解決が困難な課題に対しては、小中学校区などを活動範囲とし、多様な主体が参画する住民自治組織がその特性を生かし、各主体と協働して地域課題の解決に取り組むことが求められています。

現行			上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入 ・将来にわたって持続可能なまちづくりを推進していくためには、自治基本条例に掲げる「参加と協働」のまちづくりの理念を、これからのまちづくりを担う若い世代に対し普及・啓発するとともに、各主体において、次代を担う人材の育成を図る必要があります。	上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入 ・地域の歴史的・文化的なつながりを背景に組織され、最もコンパクトな地域コミュニティである自治会においては、加入率の低下や高齢化、帰属意識の変化等の影響により、自治会の意義・役割・活動内容など、将来のあり方を検討する時期にあります。	上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入 ・市は、協働の当事者として、自治会、住民自治組織等が実施するまちづくり活動に対し、必要な助言や金銭的な支援を行い、まちづくり活動が円滑に進められるよう努める責務を負っています。また、各主体との情報共有に努めながら、まちづくり活動の効果を最大化するように努める必要があります。
新計画					

3. 達成度をはかる指標・目標値

指標・目標値検証シートより

担当課	指標の内容	後期計画での基準値(R元)	後期計画でのR7年度目標	R5年度実績	達成度の評価
市民参加・協働推進課	自治会や各種団体などで構成される住民自治組織の設立数	11組織 (令和元年度)	市内全域で設立 最大15組織を想定	13組織	B:概ね順調

指標・目標値検証シートより

施策の必要性・課題・新たな視点等	指標・目標の方向性	R12年度(5年後)目標値
地域内分権第4ステージとして取り組みを進めてきた住民自治組織については、概ね当初の目標を達成した。今後は、未設立地区の組織設立に向けた検討を進めると同時に、組織設立の有無に関わらず地域課題の解決に向けた支援策の検討が必要である。次期計画では、組織数を目標とするのではなく、まちづくり活動の推進度合いに関する指標・目標値を定めたい	D:変更・廃止	未定

左記(指標・目標値検証シート結果)を踏まえて作成

新計画の基準値(基準年)	R12年度(5年後)目標値

新計画で、新たな指標・目標値に変更、又は追加する場合はこちらへ記入

いずれかに	指標の内容	基準値(基準年)	R12年度(5年後)目標値
変更	住民自治組織が他団体(自治会等)と連携・役割分担して取り組む事業数		13事業 [各組織1事業]
追加			
変更			
追加			
変更			
追加			

4. 各主体に期待される主な役割分担

役割分担検証シートより

担当課	主体	現行計画の記載内容	現状・進捗及び達成状況	変更の有無	新まちづくり計画策定に向けて新たに期待される主な役割
市民参加・協働推進課	市民	・市政や地域活動、市民活動に参加します。 ・まちづくりの推進に向け、積極的に提言、行動します。	・自治会、住民自治組織等の地域コミュニティへの参画、及びわがまち魅力アップ応援事業や活力あるまちづくり支援金の活用を通じて、まちづくりを推進している。	変更あり	・自治基本条例に掲げる「参加と協働」を踏まえ、まちづくり活動の主体となる自治会、住民自治組織への参画
市民参加・協働推進課	自治会・活動団体など	・若者や女性をはじめ多様な人材の参画を得て、地域の特性を生かしたまちづくりを主体的に進めます。 ・他団体と連携し、まちづくりを進めます。 ・まちづくりを担う新たな地域自治の仕組みである住民自治組織の活動を通し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めます。	・多様な市民の参画を得る中で、それぞれの団体の設立目的や地域特性に応じた課題解決に取り組んでいる。	変更あり	・担い手の減少に伴う自治会機能の低下を補完するため、自治会の役割の再確認と、住民自治組織との連携強化。 ・若者や女性をはじめ多様な人材の参画を得て、それぞれの団体の設立目的に応じ、地域の特性を生かしたまちづくりを主体的に進めます。 ・住民自治組織の活動を通し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めます。
市民参加・協働推進課	行政	・市民・自治会・活動団体など、各主体及び住民自治組織との情報共有を図り、市民への啓発や市民活動への支援を進めます。 ・人材を発掘・育成し、市民のまちづくりへの参加と参画を促します。	・自治会、住民自治組織の活動に対する物的・人的支援を実施している。 ・定期的に連絡会議を開催し情報共有を図るとともに、広報紙において、団体の活動内容を紹介している。 ・住民自治組織が未設置の地域に対し、協議の場を設け、継続的に理解促進に取り組んでいる。 ・わがまち魅力アップ応援事業及び活力あるまちづくり支援事業により、市民活動団体等の自主的・主体的な取組を支援してきた。さらに活力あるまちづくり支援金においては「地域枠」を設け、住民自治組織との連携を促している。	変更あり	・市民・自治会・活動団体など、各主体及び住民自治組織との情報共有を図り、市民への啓発や市民活動への支援を進めます。 ・人材を発掘・育成し、市民のまちづくりへの参加と参画を促します。 ・市民、自治会、住民自治組織が相互に連携したまちづくりを推進するための役割分担の研究・提案・実践 ・市の附属機関である地域協議会に対しまちづくりに関する諮問・意見聴取を行い、まちづくり施策にその意見等を反映します。

左記(役割分担検証シート)を踏まえて作成

新計画の記載内容
・自治基本条例に掲げる「参加と協働」を踏まえ、まちづくり活動の主体となる自治会、住民自治組織に参画します。
・担い手の減少に伴う自治会機能の低下を補完するため、自治会の役割の再確認と、住民自治組織との連携強化を図ります。 ・若者や女性をはじめ多様な人材の参画を得て、それぞれの団体の設立目的に応じ、地域の特性を生かしたまちづくりを主体的に進めます。 ・住民自治組織の活動を通し、地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めます。
・市民・自治会・住民自治組織など、各主体との情報共有を図り、市民への啓発や活動への支援を進めます。 ・人材を発掘・育成し、市民のまちづくりへの参加と参画を促します。 ・市民、自治会、住民自治組織が相互に連携したまちづくりを推進するための役割分担の研究・提案・実践を行います。 ・市の附属機関である地域協議会に対しまちづくりに関する諮問・意見聴取を行い、まちづくり施策にその意見等を反映します。

左記以外で新たに追加する場合

主体
内容
主体
内容

5. 施策の方向性・展開

担当課	基本施策		「施策の方向性」【新設】		(参考)現行計画の「基本施策の各項目」、「枝番の内容」および、検証結果(4月実施)の内容								
	現行	新計画	No	「施策の方向性」	No	基本施策の各項目	No	枝番の内容	頁	担当課	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性	
市民参加・協働推進課	基本施策1 地域の個性とまとまりを大切にしながら分権型自治の構築を目指します	基本施策3 地域内分権の推進		地域自治センター・公民館を核とし、「地域のことは地域で」の考えに立ち地域振興に努めます。		住民による新たな地域自治の推進	1	地域協議会などの仕組みを生かし、地域住民の意見や要望を施策に反映させるとともに、地域住民と役割分担しながら地域の課題解決に取り組みます。	37	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 ・市の諮問機関として、市、自治会、住民自治組織等、各主体の課題やニーズを的確に捉え、それぞれの特性に応じた役割分担を研究する必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	合併時に設立した地域協議会や、住民自治組織の設立趣旨の違いを踏まえ、地域住民の意見を聞きながら、地域協議会のあり方を検討します。	37	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 ・地域協議会は市の附属機関として、継続してそれぞれの組織の在り方を検討する必要がある。 【課題】 ・組織の再編による地域協議会の減少により、住民意見に偏りが生じないようにする必要があります。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							3	新たな地域自治の仕組みである住民自治組織について、地域住民や各種団体への周知を図り、参画を促すとともに、地域課題の解決やまちづくりの指針となる「地域まちづくり計画」に沿った活動が行えるよう、人的、財政的支援に努めます。	37	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 ・まちづくり計画において、地域課題を明確にし、具体的な取り組みを定め行動することにより、地域住民等への訴求力が高まること期待される。 【課題】 ・「まちづくり計画」については、住民自治組織の設立時期等の違いにより、記載項目等に差異が生じていることから、定期的に計画の見直しを行う必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
市民参加・協働推進課	基本施策2 住民自ら地域の課題を解決する取組を支援します	基本施策4 まちづくり活動への支援		まちづくりの核となるコミュニティ施設や地域活動拠点施設の整備・活用を図ります。		地域内分権の確立に向けた支援制度の充実	1	地域自治センターや公民館が核となり、住民の意見が反映され、地域の個性が生かされた地域振興に取り組みます。	37	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 ・まちづくりを進めるうえで、住民に一番身近な公共施設である地域自治センターや公民館の活用は現実的である。 【課題】 ・一つの地域自治センター・公民館の範囲内に複数の住民自治組織が存在する場合は、組織間の意見の調整が必要である。	A	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	住民による自主的・自立的なまちづくりが円滑に行われるよう、地域住民からの各種相談や関係部局との調整などを行う「地域担当職員」を住民自治組織単位に配置し、地域の取組が活性化できるよう、積極的に協働します。	37	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 ・地域課題解決までのシステム(フロー)づくりを、地域自治センターや公民館が担っていけるよう、組織体制の検討が必要である。 【課題】 ・住民自治組織の活動を活性化するためには、地域担当職員の支援が必須であるが、地域により、担当する組織数に差異が生じており、均質な支援体制の構築が必要である。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
					各主体の課題に対しきめ細かに対応する協働推進委員の配置し、地域課題の解決に努めます。	37	市民参加・協働推進課	【課題】 ・協働推進員が自ら率先して各自治会内で活動することは課題が多い。 【新たな視点】 ・自治会や住民自治組織への参画を通して協働推進員が活躍できる仕組みづくりの検討が必要である。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止			
		基本施策4 まちづくり活動への支援		市民等が実施するまちづくり活動に対し支援を行います。	4	「わがまち魅力アップ応援事業」や「活力あるまちづくり支援金」などの助成制度の活用により、地域の自主的・主体的な取組を支援し、豊かな地域づくりを進めます。	37	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 ・市民の参加と協働による自治の推進や、活力ある自立した地域社会の実現を図るため、市民活動団体が、地域の活性化やまちづくりに向け自主的・主体的に取り組む活動に対し支援を行う必要がある。	C	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止		
							まちづくりの核となるコミュニティ施設や地域活動拠点施設の整備・活用を図ります。	5	市民参加・協働推進課	【施策の必要性】 ・社会教育活動の拠点施設である公民館をまちづくり活動における活動拠点とすることは、あらゆる市民がまちづくりに参画しやすくなる。 【課題】 ・地域協議会の再編により、公民館数 地域協議会となり、地域ごとの政策幹配置数に差異が生じている。 ・担当する地域内に複数の住民自治組織が存在するなど、全市一律な仕組みづくりが困難な状況があるが、地域ならではの課題や要望が、住民自治組織で解決できるよう取り組んでいく必要がある。	A	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止	
		基本施策2 参加と協働のまちづくりの推進			自治会、住民自治組織等が行うまちづくり活動に対し各種支援を行います。	6	地域資源の掘り起こしや地域振興に関する活動を支援し、地域の活性化に取り組みます。	37	市民参加・協働推進課		D	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止	
						7	住民自治組織の法人化については、国における新たな法人格の検討状況などを注視しながら、必要な情報の提供などの支援に取り組みます。	37	市民参加・協働推進課	【課題】 ・法人化の検討に当たっては、組織の活動目的・内容、および法人化によるメリット・デメリットを精査する中で判断することが必要であることから、まずは、住民自治組織の役割の明確化を図る必要がある。	C	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止	

6. 主な事業【新設】

本節に関連する主な事業名を記載ください

7. 関連する個別計画

(参考) 現行計画の記載内容

記載なし

新計画で記載する個別計画を記入ください

8. SDGs17つの基本目標との関係性

目標	内容	(参考) 現行	新計画 (該当に)
目標1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる【国地総:全般】		
目標2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する【経安、国地総:全般】		
目標3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	○	○
目標4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		○
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	○	○
目標6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		
目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
目標8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		
目標10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する	○	○
目標11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	○	○
目標12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する		
目標13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*【国地気候:全般】	○	
目標14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		
目標15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		
目標16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		○
目標17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	○	○

1. 節の説明文

現行	学校、家庭、地域、企業など、様々な場で人権教育・啓発を推進することにより、市民の人権意識を高め、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します。
新計画	変更なし

2. 現状と課題

現行	・「女性」、「子ども」、「高齢者」、「障がい者」、「同和問題」、「外国人」、「犯罪被害者など」、「インターネットによる人権侵害」のほか、LGBT*やハラスメント、感染症など様々な分野における人権問題があり、あらゆる差別に対する教育・啓発が必要です。	・偏見や差別意識は、学校、地域、職場などの積極的な取組や、市民の努力などによって解消に向け一定の成果を上げていますが、依然として差別意識が残っているため、引き続き市民の人権意識を高めていく必要があります。	・「上田市人権尊重のまちづくり条例」に基づき策定した「上田市人権施策基本方針」を踏まえ、人権教育・人権啓発を積極的に推進し、市民の人権意識を高め、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて取り組む必要があります。
新計画	・「女性」、「子ども・若者」、「高齢者」、「障がい者」、「同和問題」、「外国人」、「犯罪被害者等」、「インターネットによる人権侵害」、「性の多様性」、「感染症・疾病」など、様々な分野における人権問題があり、あらゆる差別に対する教育・啓発が必要です。	変更なし	変更なし
現行		上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入	上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入
新計画		戦争体験者が高齢化する中、次の世代が戦争体験者の想いを未来につないでいくため、市民一人ひとりの平和意識を醸成・啓発するための取組が必要です。	上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入

3. 達成度をはかる指標・目標値

担当課	指標の内容	後期計画での基準値(R元)	後期計画でのR7年度目標	R5年度実績	達成度の評価
生涯学習・文化財課	学校、地域、企業などでの講演会及び研修会の開催回数	開催回数 803回 (令和元年度)	開催回数 800回以上	650回	B:概ね順調
生涯学習・文化財課	学校、地域、企業などでの講演会及び研修会の参加者数	参加者数 36,134人 (令和元年度)	参加者数 35,000人以上	28,000人	B:概ね順調
人権共生課	すべての人の人権が尊重され、明るく安全に暮らせるまちだと感じる市民の割合	30.6% (市民アンケート)	35% (市民アンケート)	27.0% (令和6年度) (市民アンケート)	C:停滞

指標・目標値検証シートより

施策の必要性・課題・新たな視点等	指標・目標の方向性	R12年度(5年後)目標値
【施策の必要性】 ・人権課題が多様化している中、引き続き講演会及び研修会を開催し、市民の人権意識を高めていくことが重要である。 【課題】 ・人口減少及び少子高齢化が進展する中において、より合理的・効果的な研修会・講演会を企画していくことが課題である。 【新たな視点等】 ・引き続き、講演会及び研修会を通して人権啓発を進めるが、開催回数にとらわれず、充実した内容になるよう検討していく必要がある。	B:継続	700回
【施策の必要性】 ・人権課題が多様化している中、引き続き講演会及び研修会を開催し、市民の人権意識を高めていくことが重要である。 【課題】 ・人口減少及び少子高齢化が進展する中において、より合理的・効果的な研修会・講演会を企画していくことが課題である。 【新たな視点等】 ・引き続き、講演会及び研修会を通して人権啓発を進めるが、開催方法を工夫するなど、より多くの方に参加いただけるよう検討していく必要がある。	B:継続	30000人
・すべての人の人権が尊重され、明るく安全に暮らせるためには、一人ひとりが人権尊重の意義及び様々な人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、自らの人権のみならず他の人の人権についても相互に尊重し合うことが重要である。	B:継続	35%

左記(指標・目標値検証シート結果)を踏まえて作成

新計画の基準値(基準年)	R12年度(5年後)目標値
27%	30%

新計画で、新たな指標・目標値に変更、又は追加する場合はこちらへ記入

いずれかに	指標の内容	基準値(基準年)	R12年度(5年後)目標値
○ 変更			
追加	地域、企業などでの講演会及び研修会の開催回数	190回	190回
○ 変更			
追加	地域、企業などでの講演会及び研修会の参加者数	6,700人	6,700人
変更			
追加			
変更			
○ 追加	庁舎見学等による平和の灯モニュメントの紹介	0人	500人

4. 各主体に期待される主な役割分担

担当課	主体	現行計画の記載内容	現状・進捗及び達成状況	変更の有無	新まちづくり計画策定に向けて新たに期待される主な役割
生涯学習・文化財課	市民	・市民一人ひとりが、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めます。	・学校、家庭、地域、企業・職場などさまざまな場を通じて人権教育及び啓発を推進している。	変更なし	
生涯学習・文化財課	事業者	・企業の社会的責任として、人権教育を推進し、差別や偏見のない職場をつくりまします。	同上	変更なし	
生涯学習・文化財課	教育関係者など	・教育活動を通し、人権尊重の精神を養います。 ・公民館などの社会教育*施設において、生涯の各時期に応じた学習機会を提供し、地域の実情に合わせた人権教育を推進します。	同上	変更なし	
人権共生課	行政	・自らも事業者として人権意識を高め、人権教育と人権啓発を推進します。 ・人権に関する相談・支援体制や、人権が侵害された場合の救済・保護体制を充実します。 ・インターネット上の人権侵害につながる悪質な書き込みや掲載を抑制・削減するため、県及び県内他市などとともに、広域的なモニタリングの実施に向け連携していきます。	・関係機関・部署等と連携して人権に関する相談、情報提供等の支援を行った。 ・インターネット上における人権侵害につながる悪質な書き込みや掲載を抑制・削減するため、県、近隣市町村と連携したモニタリングの実施に向けて検討を進めている。	変更あり	・自らも事業者として人権意識を高め、人権教育と人権啓発を推進します。 ・人権に関する相談・支援体制や、人権が侵害された場合の救済・保護体制を充実します。 ・インターネット上の人権侵害につながる悪質な書き込みや掲載を抑制・削減するため、県、近隣市町村等と連携して広域的にモニタリングを実施します。

左記(役割分担検証シート)を踏まえて作成

新計画の記載内容
変更なし
変更なし
変更なし
・自らも事業者として人権意識を高め、人権教育と人権啓発を推進します。 ・人権に関する相談・支援体制や、人権が侵害された場合の救済・保護体制を充実します。 ・インターネット上の人権侵害につながる悪質な書き込みや掲載を抑制・削減するため、県、近隣市町村等と連携して広域的にモニタリングを実施します。

左記以外で新たに追加する場合

主体
内容
主体
内容

5. 施策の方向性・展開

担当課	基本施策		「施策の方向性」【新設】		(参考) 現行計画の「基本施策の各項目」、「枝番の内容」および、検証結果(4月実施)の内容								
	現行	新計画	No	「施策の方向性」	No	基本施策の各項目	No	枝番の内容	頁	担当課	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性	
人権共生課	基本施策1 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指します	一人ひとりの人権が尊重される社会の実現		人権が尊重される地域社会の実現を目指し、様々な場を活用した研修等により職員一人ひとりの資質の向上と人権意識の高揚を図るとともに、市政のすべての分野において、計画等に反映するなど、人権尊重の視点に立った施策を推進します。		人権尊重の視点に立った行政の推進	1	市政のすべての分野において、人権尊重の視点に立ち、施策を推進することにより、人権が尊重される地域社会の実現を目指します。	39	人権共生課	【施策の必要性】 ・上田市人権尊重のまちづくり条例に規定されているとおり、「すべての人々がお互いの人権を尊重し合い、心豊かに安心して暮らせる希望に満ちた人権尊重のまちを築く」必要がある。 【課題】 ・差別や人権に関する状況が多様化・悪質化している状況において、情報の共有や関係機関団体等との連携が課題となる。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	研修などにより、職員一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。	39	人権共生課	【施策の必要性】 ・職員一人ひとりが人権行政の担い手であることを自覚するとともに、常に人権の視点に立って施策の企画・実行・点検・改善に当たれるよう、研修等により資質の向上と人権意識の高揚を図る必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
生涯学習・文化財課				学校や家庭、地域、企業・職場などの様々な日常の場で、市民の態度や行動において人権尊重の精神が発揮できるよう、人権教育と人権啓発を推進します。		人権意識の高揚	1	学校や家庭、地域、企業・職場などの様々な日常の場で、市民の態度や行動において人権尊重の精神が発揮できるよう、人権教育と人権啓発を推進します。	39	生涯学習・文化財課	【施策の必要性】 ・人権課題が多様化している中、市民の人権に関する正しい理解と認識を深めるため、また人権意識を高めていくために継続的な人権教育が必要である。 【課題】 ・人口減少及び少子高齢化が進展する中において、より合理的・効果的な啓発活動を展開していくことが課題である。 【新たな視点】 ・引き続き、地道に啓発活動を進めていく必要があるが、より充実した内容となるよう検討をしていく。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
人権共生課				情報化の進展に伴い多様化・悪質化に対応する差別や人権侵害に対応するため、関係機関と連携して、相談体制の充実及び必要かつ確かな保護ができる体制や情報提供を充実し、人権擁護と救済のための施策を推進します。		人権擁護と救済のための施策の推進	1	法務局、人権擁護委員、警察などの各機関のほか、NPOなどの民間団体と連携し、相談支援体制を充実します。	39	人権共生課	【施策の必要性】 ・差別解消のための法律が整備されるなど、人権への関心は高まりつつあるが、人権に関する問題解決に向けて、人権に関する相談支援体制の更なる充実が求められている。 【課題】 ・情報化社会の進展に伴い、インターネット上での誹謗中傷や差別を助長するような書き込みなど、差別や人権侵害が多様化・悪質化している。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	関係機関と連携し、必要かつ確かな救済と保護ができるような体制や情報提供を充実します。	39	人権共生課	【施策の必要性】 ・差別や人権侵害が多様化・悪質化していることから、関係機関・部署等と連携した体制づくりや、相談や支援の窓口及び救済・保護に関する情報提供の充実が求められている。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
人権共生課	新規で【基本施策】を追加する場合は右欄へ記入	一人ひとりの平和意識の醸成・啓発		次の世代が戦争体験者の想いを未来につないでいくため、市民一人ひとりの平和意識を醸成・啓発するための施策を実施します。									

6. 主な事業【新設】

本節に関連する主な事業名を記載ください

- ・上田市人権尊重のまちづくり審議会における、各部署で実施する人権に関連する事業の進捗状況の検証
- ・人権教育・啓発推進事業
- ・相談窓口の設置
- ・平和祈念事業

7. 関連する個別計画

(参考) 現行計画の記載内容

上田市人権施策基本方針(第1次改訂)

新計画で記載する個別計画を記入ください

・上田市人権施策基本方針(第二次改訂)

8. SDGs17つの基本目標との関係性

目標	内容	(参考) 現行	新計画 (該当に)
目標1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる【国地総:全般】		
目標2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する【経安、国地総:全般】		
目標3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		
目標4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	○	○
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	○	○
目標6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		
目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
目標8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		
目標10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する	○	○
目標11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	○	○
目標12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する		
目標13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*【国地気候:全般】		
目標14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		
目標15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		
目標16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	○	○
目標17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	○	○

1. 節の説明文

現行	男女共同参画の意識の啓発や教育の充実を図り、男女が性別にかかわらず、能力を発揮できる社会の形成を促進します。
新計画	ジェンダーギャップを解消し、性別にかかわらず能力を発揮できる社会形成の促進や、男女共同参画の意識の啓発を図ります。

2. 現状と課題

現行	・男女共同参画社会の形成の推進を目的とした「男女共同参画社会基本法」や、働く人が性別に関わらず能力を発揮することができる環境整備のための「男女雇用機会均等法」を踏まえ、男女共同参画の意識を高め、当社会への実現に対する市民満足度を段階的に引き上げていく必要があります。	・「上田市男女共同参画推進条例」による「上田市男女共同参画計画」に基づき、様々な施策の取組を進めています。	・国の女性活躍推進の取組では、地域活動や、就業分野などにおける女性の参画を進めています。2019年ジェンダーギャップ指数*は153か国中121位と過去最低となり、世界基準から見た日本国内のジェンダー格差*は深刻であり、女性の管理職の登用、専門職や技術職の数の男女差など、女性の活躍できる環境づくりの一層の推進が求められています。	・国の男女共同参画白書などによると、「男性・女性はこうあるべき」という性別による固定的な役割分担意識は解消されてきているものの、依然として根深く残っています。こうした意識は、女性の社会参画を阻害するばかりではなく、男性にとっても生き方の選択肢を狭めてしまう要因となっています。女性の社会参画促進のためには、社会制度や慣行を見直すとともに、男性・女性それぞれの意識改革が重要となります。	・子育てや介護の場面でも、男女が共同して家族としての責任を果たすとともに、地域社会で支えていく体制づくりが求められています。
新計画	・男女共同参画社会の形成の推進を目的とした「男女共同参画社会基本法」や、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保、女性の妊娠、出産後の健康の確保を目的とした「男女雇用機会均等法」を踏まえ、男女共同参画の意識を浸透させる取り組みが必要です。	変更なし	・世界経済フォーラムが毎年公表しているジェンダーギャップ指数は146か国中118位(2024年)であり、依然として世界基準から見たジェンダー格差の解消は進んでいません。女性の管理職の登用、専門・技術者の男女差の解消等、女性の活躍できる環境づくりの一層の推進が求められています。	・「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的な役割分担意識は薄まりつつありますが、男女格差の解消が実感できるまでには至っていません。誰もが自らの意思によって多様な選択ができ、個性と能力を充分発揮できるように男性、女性それぞれの意識改革が重要となります。	・誰もが仕事と家事、育児、介護などを両立できるための取り組みが求められています。

現行	・「男女共同参画」は女性と男性が対等であることですが、慣習などにとらわれ「対等」を実現できずにいます。「男女共同参画」を実現していくためには、この慣習などに疑いを持ち、違う方向から物事を見るといった、発想の転換ができる思考の柔軟性を持ち合っている人々により、担っていくことが重要です。持続可能な男女共同参画社会実現のためには、行政や市民及び民間事業者などが一体となって継続的に推進していく官民連携体制を基本とし、男女共同参画事業の管理運営主体を市民や民間事業者にも広げていくことを検討する必要があります。	上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入	上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入	上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入
新計画	・すべての人の権利が尊重され、性別に関わらず個性と能力を発揮できる多様性に富んだ社会の実現が求められています。人それぞれの性に対する意識や行動の違い、個性や能力を認め合って自分らしく生きることができると社会を目指すことが大切です。			

3. 達成度をはかる指標・目標値

指標・目標値検証シートより

担当課	指標の内容	後期計画での基準値(R元)	後期計画でのR7年度目標	R5年度実績	達成度の評価
人権共生課	審議会など委員に占める女性の割合	38.3% (令和元年度)	40.0%以上	36.59%	B:概ね順調
人権共生課	男女共同参画社会の実現に対する市民満足度	18.8% (市民アンケート)	25.0%以上 (市民アンケート)	15.7% (令和6年度) (市民アンケート)	C:停滞
人権共生課	「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担を好ましくないと考える人の割合	65.8% (平成27年度)	75.0%以上		B:概ね順調

指標・目標値検証シートより

施策の必要性・課題・新たな視点等	指標・目標の方向性	R12年度(5年後)目標値
あらゆる場面で意思・方針決定の場に男女がともに参画することで、多様な視点が確保され、誰もが暮らしやすい社会の実現につなげていくことが重要である。	B:継続	40.0%以上
あらゆる場面で意思・方針決定の場に男女がともに参画することで、多様な視点が確保され、誰もが暮らしやすい社会の実現につなげていくことが重要である。	B:継続	25.0%以上
「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担という意識は薄まりつつあるが、仕事やライフスタイルの変化への対応等課題が残る。男女がともに協力し合うことの大切さを理解できるよう学習機会の充実、啓発していくことが重要である。	B:継続	75.0%以上

左記(指標・目標値検証シート結果)を踏まえて作成

新計画の基準値(基準年)	R12年度(5年後)目標値
36.6% (令和5年度)	変更なし
15.7% (令和6年度)	変更なし
69.9% (令和2年度)	変更なし

新計画で、新たな指標・目標値に変更、又は追加する場合はこちらへ記入

いずれかに	指標の内容	基準値(基準年)	R12年度(5年後)目標値
変更			
追加			
変更			
追加			
変更			
追加			

4. 各主体に期待される主な役割分担

役割分担検証シートより

担当課	主体	現行計画の記載内容	現状・進捗及び達成状況	変更の有無	新まちづくり計画策定に向けて新たに期待される主な役割
人権共生課	市民	・男女共同参画の意識を高めます。	・第4次上田市男女共同参画計画の基本目標、重点施策に基づき、取り組んでいる。 ・男女共同参画社会に対する理解は深まりつつあるが、男女格差の解消が実感出来るまでには至っていない。あらゆる場面で意思・方針決定へ男女がともに参画していくため、女性の登用等については関係課と連携して取り組んでいる。 ・職場、地域などで男女がともに活躍できる環境づくりに積極的に取り組んでいる個人や団体を表彰している。また、その内容を広報、ホームページで周知している。	変更なし	
人権共生課	事業者	・セクシュアル・ハラスメントや、パワーハラスメント防止の意識を啓発します。 ・男女が働きやすい環境を整備します。 ・積極的に女性管理職を登用できる環境を整備します。 ・仕事と子育てを両立できる労働環境を整備します。	同上	変更なし	
人権共生課	教育関係者など	・男女共同参画の理念を踏まえた教育を行います。	同上	変更なし	
人権共生課	行政	・男女共同参画意識の啓発や、教育の充実を図ります。 ・審議会や政策方針決定の場への女性参画を促進します。 ・自らが事業者として役割を果たし、男女の性別にかかわらず個性と能力が発揮できる環境や、仕事と子育てを両立できる環境などを率先して整備し、女性の管理職の登用に努めます。 ・あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会に格差が生じている場合は、市民、事業者、教育関係者と協力し、改善措置を講じるよう努めます。	同上	変更なし	

左記(役割分担検証シート)を踏まえて作成

新計画の記載内容
変更なし
・あらゆるハラスメント防止の意識を啓発します。 ・性別に関わらず働きやすい環境を整えます。 ・女性管理職の育成・登用に取り組みます。 ・仕事と子育てが両立できる体制を整えます。
・固定的な意識や偏見等の解消に向けて、個性の尊重や自他を大切にすることの理解を深める教育を促進します。
・男女共同参画意識の啓発や教育の充実を図ります。 ・審議会や政策方針決定の場への女性参画を促進します。 ・自らが事業者としての役割を果たし、性別に関わりなく能力が発揮できる環境や仕事と子育てが両立できる環境等を整備し、女性の管理職の登用に努めます。

左記以外で新たに追加する場合

主体
内容
主体
内容

5. 施策の方向性・展開

担当課	基本施策		「施策の方向性」【新設】		(参考) 現行計画の「基本施策の各項目」、「枝番の内容」および、検証結果(4月実施)の内容								
	現行	新計画	No	「施策の方向性」	No	基本施策の各項目	No	枝番の内容	頁	担当課	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性	
人権共生課	基本施策1 女性と男性が互いに人権を尊重しあい、能力を發揮できる社会を目指します	男女が互いに人権を尊重しあい、能力を發揮できる社会の実現		性別に関わらず誰もが社会の一員として自分の意思であらゆる活動に参画する機会の実現のための施策を推進します。		男女共同参画計画の推進	1	上田市男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、上田市男女共同参画計画を推進します。	41	人権共生課	【施策の必要性】 ・性別に関わらず誰もが社会の一員として、自分の意志でどんな活動にも参画する機会が平等に与えられている社会の実現のための取り組みが求められる。 【課題】 ・男女共同参画社会の実現に向けた学びの推進、男女がともに活躍する社会づくり、安心・安全な社会等が主な課題である。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
人権共生課				男女が対等なパートナーとして個性と能力を發揮し、活躍できる社会を形成するための啓発活動や、人権を尊重し、安全で安心して暮らすことができる環境づくりに取り組みます。		男女の人権が尊重される社会の形成	1	男女の性別にかかわらず、一人ひとりの能力が發揮できるようにするための意識の啓発や、教育、学習の充実を図ります。	41	人権共生課	【施策の必要性】 ・性別に関わらず誰もが社会の一員として、自分の意志でどんな活動にも参画する機会が平等に与えられている社会の実現のための取り組みが求められる。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	社会における制度や慣行が自由な選択を妨げることがないよう、男女共同参画の視点に立った見直しに関する啓発に取り組みます。	41	人権共生課	【施策の必要性】 ・性別に関わらず誰もが社会の一員として、自分の意志でどんな活動にも参画する機会が平等に与えられている社会の実現のための取り組みが求められる。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							3	男女間のあらゆる暴力を根絶し、生涯を通じた健康支援の取組を進めます。	41	人権共生課	【施策の必要性】 ・暴力根絶に向けた取組には関係機関との情報共有等、連携が必要である。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
					4	関係機関との連携を強化し、相談体制を充実します。	41	人権共生課	【施策の必要性】 ・問題解決に向けて関係機関・部署等と連携した体制作り、相談や支援に関する情報提供の充実が求められる。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止		
人権共生課				とを統合 ジェンダーギャップ解消に向けた周知、啓発の更なる強化とともに、一人一人がそれぞれの生活スタイルに合わせた柔軟で多様な働き方を促進し、仕事と家庭生活が両立できるよう取り組みます。		女性の社会参画の推進	1	性別に関わらず個性と能力を充分発揮できるよう、行政における審議会、政策決定の場や、各種団体における協議の場への女性の参画促進を図ります。	41	人権共生課	【施策の必要性】 ・性別に関わらず誰もが社会の一員として、自分の意志でどんな活動にも参画する機会が平等に与えられている社会の実現のための取り組みが求められる。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
					2	仕事と子育てを両立し、男女がともに職場で能力を充分発揮できるよう、相談支援を行うなど、就業を支援します。	41	人権共生課	【施策の必要性】 ・能力開発、就職支援のための学習機会の提供、再就職のための各種情報の提供が求められている。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止		
					3	様々な分野で女性がより一層活動できるよう、情報提供や支援を進めます。	41	人権共生課	【施策の必要性】 ・能力開発、就職支援のための学習機会の提供、再就職のための各種情報の提供が求められている。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止		
人権共生課				とを統合 ジェンダーギャップ解消に向けた周知、啓発の更なる強化とともに、一人一人がそれぞれの生活スタイルに合わせた柔軟で多様な働き方を促進し、仕事と家庭生活が両立できるよう取り組みます。		家庭生活とそのほかの活動が両立できる環境づくり	1	男女が仕事、家庭及び地域などの活動に参画できるよう、働きやすい環境の整備や雇用・労働条件における男女平等の啓発に努めます。	41	人権共生課	【施策の必要性】 ・子育て、介護の負担は女性に偏る傾向があるが、誰もが仕事と家事・育児・介護の両立できるための取り組みが求められている。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
					2	仕事と子育て、仕事と介護を両立できる環境づくりのため、関係機関との連携を進めます。	41	人権共生課	【施策の必要性】 ・子育て、介護の負担は女性に偏る傾向があるが、誰もが仕事と家事・育児・介護の両立できるための取り組みが求められている。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止		

6. 主な事業【新設】

本節に関連する主な事業名を記載ください

- ・男女共同参画推進のための啓発事業の実施、講座の開催
- ・男女共同参画推進事業者表彰の実施

7. 関連する個別計画

(参考) 現行計画の記載内容	新計画で記載する個別計画を記入ください
第3次上田市男女共同参画計画	第4次上田市男女共同参画計画

8. SDGs17つの基本目標との関係性

目標	内容	(参考) 現行	新計画 (該当に)
目標1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる【国地総:全般】		
目標2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する【経安、国地総:全般】		
目標3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		
目標4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	○	
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	○	
目標6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		
目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
目標8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	○	
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		
目標10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する	○	
目標11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する		
目標12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する		
目標13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*【国地気候:全般】		
目標14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		
目標15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		
目標16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		
目標17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	○	

1. 節の説明文

現行	外国籍市民と共に、市民同士の相互理解を深めるとともに、外国籍市民の自立と社会参加を促し、「ダイバーシティ*」という、多様な文化背景を持つ市民・多様な価値観・多様な意見を受容した多文化共生のまちづくりを目指します。
新計画	外国籍市民の自立と社会参加を促し、すべての市民が国籍や文化の違いを認め合い、地域社会の一員として共に助け合い活躍できる多文化共生のまちづくりを推進し、多様性と包摂性のある社会の実現を目指します。

2. 現状と課題

現行	・外国籍市民数は、国の法改正により、平成31年4月から外国人労働者としての受け入れが拡大されたため、増加することが予想されます。永住者が増え定住化が進む中で、医療保険や年金、防災など生活上の様々な課題が生じています。それらの課題を解決するため、まずは多言語相談窓口を一元化するなど、速やかに関係機関へつなげることが必要です。	・国籍や文化の違いを理解し、すべての住民が尊重しあって暮らせる多文化共生社会を形成するため、市民ボランティアなどで構成される「上田市多文化共生推進協会」(以下、「AMU」という。)をはじめ、自治会や日本語学校とも連携を図って活動を推進するとともに、多文化共生推進体制を見直す中で、AMUの担う役割や、活動内容も再検討していく必要があります。	・共生社会の実現に向け、より一層の日本語教育体制の充実が求められます。同時に地域住民に対し、地域で生活する外国籍市民の文化への理解を促す必要があります。	・外国籍市民が長く地域に住み続けていくためには、市民として自立し、さらには社会参加を促していく必要があります。また、外国籍の子どもたちの教育問題は、特に重要な課題となっています。	・こうした課題解決のためには、行政だけでなく、市民や活動団体などと連携した取組が求められるとともに、制度や法律の整備が必要な場合も多いことから、ほかの自治体とも連携しながら、国への要望や組織的な運動を進めていく必要があります。
新計画	・特定技能の創設や、技能実習から育成就労への見直しなど、国における制度改正により、今後も外国籍市民数の増加が見込まれます。地域における外国人材の受け入れ・共生のための取組を、より一層推進していくことが求められています。	・本市における外国籍市民数の推移をみると、国・地域別では、多国籍化が進んでおり、従来高い割合を占めていた南米諸国の出身者が減少傾向にあり、ベトナム、インドネシアをはじめとしたアジア圏出身者が増加しています。在留資格別では、技能実習、特定技能などの就労資格を有する市民が増加しています。	・外国籍市民が増加し、国籍などが多様化する中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、すべての住民が尊重しあって暮らせる多文化共生社会を形成するため、外国籍市民へのコミュニケーションや生活に関する支援、地域住民への多文化共生の意識啓発、外国籍市民の社会参画支援に取り組む必要があります。	・外国籍市民の自立と社会参加の基礎となる日本語教育については、令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、「地方公共団体の地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努めるものとする。」と規定されており、本市においても外国人労働者を中心に日本語学習の必要性が高まっていることから、より一層の日本語教育体制の充実が求められます。	・多文化共生に関する課題は外国籍市民を取り巻く幅広い分野にわたっており、市民ボランティアなどで構成される「上田市多文化共生推進協会」(以下、「AMU」という。)をはじめ、自治会や教育機関、事業者、その他関係団体や市民と適切な役割分担のもと連携を図る必要があります。また、市単独では解決困難な制度や法律の整備が必要となる場合もあることから、他の自治体とも連携しながら国への提言活動などに取り組む必要があります。

現行		上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入	上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入	上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入
新計画				

3. 達成度をはかる指標・目標値

指標・目標値検証シートより						指標・目標値検証シートより			左記(指標・目標値検証シート結果)を踏まえて作成		新計画で、新たな指標・目標値に変更、又は追加する場合はこちらへ記入			
担当課	指標の内容	後期計画での基準値(R元)	後期計画でのR7年度目標	R5年度実績	達成度の評価	施策の必要性・課題・新たな視点等	指標・目標の方向性	R12年度(5年後)目標値	新計画の基準値(基準年)	R12年度(5年後)目標値	いずれかに	指標の内容	基準値(基準年)	R12年度(5年後)目標値
人権共生課	外国籍市民と日本人の相互理解につながるイベント開催回数	交流イベント 2回 (令和元年度)	交流イベント 2回	2	B:概ね順調	・交流イベント等を通じて、多くの市民が外国籍市民の母国の文化に触れることで、異文化を理解し、多文化共生への意識を高めることにつながるため、今後も開催を継続する必要がある。	B:継続	交流イベント 2回			変更	すべての年齢を対象とした日本語教室(にほんごアムアム)受講者数	延べ受講者数 556人 (令和5年度)	延べ受講者数 600人
人権共生課	外国籍の子どもの育成に携わる支援者懇談会	市民ボランティアと学校関係者の懇談会 2回 (令和元年度)	市民ボランティアと学校関係者の懇談会 2回	2	B:概ね順調	・日本語支援ボランティアの養成講座において、支援者同士の懇談会を併せて実施している。外国籍の子どもへの学習等の支援のため、今後も実施を継続する必要がある。	B:継続	懇談会 2回			追加	外国籍市民と地域住民の交流イベントの開催回数	開催回数 4回 (令和6年度)	開催回数 5回
人権共生課	外国籍市民のための初級日本語教室(新しい学びの場)	日本語教室 1講座 (令和元年度)	日本語教室 1講座	1	B:概ね順調	・外国籍の市民が日本で安心して生活するためには、日本語の習得は必須であり、習得のための支援を継続する必要がある。	A:拡大・充実	日本語教室 1講座			変更	日本語学習支援ボランティアの養成・スキルアップのための講座の開催回数	開催回数 3回 (令和6年度)	開催回数 3回
人権共生課	相談員研修会への参加	研修会 1回 (令和元年度)	研修会 3回	3	B:概ね順調	・近年の当市に在留する外国人の増加を受けて、相談体制の充実に向けた相談員のスキルアップを図る必要がある。	B:継続	研修会 3回			追加	多文化共生専門員のスキルアップのための研修会への参加	参加回数 4回 (令和5年度)	参加回数 5回

4. 各主体に期待される主な役割分担

役割分担検証シートより						左記(役割分担検証シート)を踏まえて作成		左記以外で新たに追加する場合	
担当課	主体	現行計画の記載内容	現状・進捗及び達成状況	変更の有無	新まちづくり計画策定に向けて新たに期待される主な役割	新計画の記載内容		主体	
人権共生課	市民	・関連するイベントなどに積極的に参加し、多文化共生に関する理解を深めます。	・イベントへの参加を通じて様々な相互交流が生まれ、イベント実施後も参加者同士のつながりが継続している。 ・「多文化共生社会」を実現するため、各団体が、国籍の異なる市民同士の交流促進に留まらず、日本語の指導や子供たちの学習支援に取り組んでいる。 ・外国人総合窓口にポルトガル語、英語、スペイン語の3ヶ国語に対応する職員1人と、中国語に対応する職員1人、インドネシア語に対応する職員1人の3人体制で、各種手続等に関する相談に対応し、外国籍市民への情報提供として、ポルトガル語と中国語で広報紙を発行し、市のホームページに掲載するとともに学校や企業に配布した。 ・多文化共生に関連する事業を、市民ボランティアや団体・企業、行政から構成されるAMUと協働しながら推進している。	変更なし		・関連するイベントなどに積極的に参加し、多文化共生の意識を深めます。	学校(「行政」に追加)		
人権共生課	活動団体など	・国籍が異なる市民同士の交流を深めます。 ・外国籍の子どもたちの育成に取り組めます。 ・外国籍市民の社会参加につながる事業を進めます。	同上	変更なし		・様々な年齢やニーズに対応した日本語学習支援に取り組めます。 ・外国籍の子どもたちの育成に取り組めます。 ・国籍が異なる市民同士の交流を深めます。 ・外国籍市民の社会参加につながる事業を進めます。			
人権共生課	行政	・外国籍市民の生活相談に迅速に応じるため、多言語相談窓口を一元化していく体制をとります。 ・外国籍市民に必要な情報を多言語で提供します。 ・外国人集住都市会議*に参加し、国などへ現場の声を伝えるとともに、制度の改善について提言します。 ・AMUと協働して事業を実施するとともに、多文化共生推進体制を見直し、その中でAMUの活動内容も検討していきます。 ・日本語教育体制の充実を図ります。	同上	変更なし		・外国籍市民に必要な情報を多言語や「やさしい日本語」で提供します。 ・「多言語相談ワンストップセンター」の充実に取り組めます。 ・地域における日本語教育体制の充実を図ります。 ・外国人集住都市会議に参加し、国などへ現場の声を伝えるとともに、制度などの改善について提言します。 ・市民への多文化共生に関する意識啓発を推進します。 ・外国籍市民の社会参画を促進します。			
							主体		
							内容		

5. 施策の方向性・展開

担当課	基本施策		「施策の方向性」【新設】		(参考) 現行計画の「基本施策の各項目」、「枝番の内容」および、検証結果(4月実施)の内容								
	現行	新計画	No	「施策の方向性」	No	基本施策の各項目	No	枝番の内容	頁	担当課	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性	
人権共生課	基本施策1 外国籍市民への支援と市民同士の相互理解につながる取組を進めます	外国籍市民へのコミュニケーション支援の促進		多言語相談窓口を一元化した「多言語相談ワンストップセンター」の充実に取り組むとともに、外国籍市民に必要な情報を多言語や「やさしい日本語」で提供します。 現行の基本施策1- -1、1- -2と関連する		AMUを核とした共生のまちづくりの推進	1	AMUとの連携により、外国籍市民の意見を取り入れながら、多文化共生社会の理解を深め、外国籍市民の社会参加などを目的としたイベントを開催します。さらに、多文化共生推進体制や活動の一層の充実を図ります。	43	人権共生課	【施策の必要性】 ・多文化共生社会への市民の理解を深めるとともに、外国籍市民の社会参加などを促進するためには、引き続きAMUとの連携により各種事業の推進を図る必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	医療保険、年金、防災、教育、福祉などの外国籍市民の生活上の課題に対し、関係機関との連携を深めながら総合的に支援します。	43	人権共生課	【施策の必要性】 ・多文化共生社会の実現に向けて、様々な分野の連携や情報共有が大切であり、特に就労や教育、福祉分野においては引き続き関係機関との連携が必要である。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							3	特に防災の観点から、有事の際に適切な行動がとれるよう、緊急時の情報入手や初期対応などの防災知識の啓発活動に取り組みます。	43	人権共生課	【施策の必要性】 ・災害の発生を想定した市民への啓発は大変重要であり、防災に関する情報の入手や初期対応について正しく理解してもらうため、外国籍市民に対し、防災の知識が得られる防災基礎講座への参加や、多言語防災メールへの登録を促す必要がある。	A	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
人権共生課				AMUや地域の日本語教室などと連携しながら、様々な年齢や多様なニーズに対応した日本語学習支援に取り組み、外国籍市民の自立と社会参加を促します。 現行の基本施策2- -1と関連する		外国籍市民への相談体制や広報活動の充実	1	多言語相談窓口を一元化した「多言語相談ワンストップ*センター」を充実するため、そこへ対応可能な職員を配置し、医療保険や年金、税金などの生活相談にあたります。このため、対応できる職員のレベルアップとして、研修の機会を充実させます。	43	人権共生課	【施策の必要性】 ・近年の当市に在留する外国人の増加を受け、引き続き、相談体制の充実を図る必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	日本語が十分に理解できない外国籍市民のために、上田市ホームページや外国語版の広報紙を通し、必要な情報を多言語で提供します。	43	人権共生課	【施策の必要性】 ・より多くの外国籍市民が当市からの情報提供を適切に入手、理解することは、多文化共生社会を形成するうえで重要な要素となる。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
人権共生課				本市に転入した外国人が、できるだけ早い時期に行政情報や日本社会の習慣・ルールなどについて正しく理解できるよう、関係機関と連携しながら、包括的な支援に取り組みます。		交流イベントや講演会などの開催による相互理解の増進	1	地域に在住する外国籍市民と日本人が交流できるイベントを開催し、多文化共生の理解を深めます。	43	人権共生課	【施策の必要性】 ・市民同士が互いの母国の文化を認め合い、市民の多文化共生への理解を一層深める手段のひとつとして、交流イベントの開催は不可欠である。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	AMUによる自治会への出前講座などを通し、地域で生活する外国籍市民と日本人の双方で、異文化に対する市民の理解をさらに深めます。	43	人権共生課	【施策の必要性】 ・自治会や公民館、教育機関等と連携し、交流イベントや講演会を開催し、多くの市民が異文化に対する理解をさらに深める機会を設けることは、多文化共生社会を形成するうえで重要な要素となる。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止

5. 施策の方向性・展開

担当課	基本施策		「施策の方向性」【新設】		(参考)現行計画の「基本施策の各項目」、「枝番の内容」および、検証結果(4月実施)の内容								
	現行	新計画	No	「施策の方向性」	No	基本施策の各項目	No	枝番の内容	頁	担当課	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性	
人権共生課	基本施策2 外国籍市民の自立と社会参加を促進します	外国籍市民が暮らしやすい生活環境整備の推進		外国籍の児童生徒が、日本社会において自ら未来を切り拓いていけるよう、教育委員会やAMU、市民ボランティアなどと連携し、小中学校における学習支援と、保護者への日本の教育制度に関する情報提供に取り組めます。 現行の基本施策2- 1と関連する		外国籍市民の自立と社会参加促進	1	日本語能力の向上と日本社会に対する理解促進に向け、日本語教室での市民ボランティアの育成や、日本語教室の場と教える人材を確保し、充実を図ります。	43	人権共生課	【施策の必要性】 ・外国籍の市民が日本で安心して生活するためには、日本語の習得は必須であり、習得を支援する市民ボランティアの果たす役割は大きい。引き続き、ボランティアの人材確保・育成に努める。	A	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	外国籍市民同士の助け合い活動(情報伝達、生活相談など)や地域貢献を担う「外国人キーパーソン」の発掘に取り組めます。	43	人権共生課	【施策の必要性】 ・外国籍市民の自立と社会参加の促進を図るため、外国人キーパーソンと連携し、外国籍市民の支援に取り組む必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							3	外国籍市民が地域社会に溶け込み、自ら積極的に社会参加できる仕組みづくりに取り組めます。	43	人権共生課	【施策の必要性】 ・外国籍市民の自立と社会参加の促進に向け、交流事業等の実施が必要である。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
人権共生課				外国籍市民が災害時に主体的に適切な行動がとれるよう、災害への備えや避難行動など、防災に関する知識の習得と意識の向上を図ります。 現行の基本施策1- 3と関連する		外国籍の子どもの育成と学力向上	1	外国籍の子どもたちが、日本社会において自ら未来を切り拓いていけるよう、教育委員会や市民ボランティアが連携し、日本語の基礎を学べる体制づくりの検討など、日本語教育体制のさらなる充実を図るとともに、教育の重要性に対する保護者の理解と協力を促す仕組みを検討します。併せて、すべての年齢の日本語を学びたいかと、日本語を指導する有資格者や学習を支援する市民ボランティアをつなぎ、育てていくコーディネーター体制の整備を検討します。	43	人権共生課	【施策の必要性】 ・国籍に関係なく、子どもたちは将来のまちづくりの担い手となることから、教育委員会と連携し、子ども向け日本語教育体制のさらなる充実を図る必要がある。 ・今後、外国籍市民の日本語学習への需要は、より一層高まることが予想されるため、すべての年齢を対象とした日本語学習体制のさらなる充実を図る必要がある。	A	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
人権共生課				外国籍市民が安心して生活を送ることができるよう、医療、子育て、就労、居住、福祉などの外国籍市民の生活上の課題に対し、関係機関との連携を図りながら総合的に支援します。 現行の基本施策1- 2と関連する		外国人集住都市会議への参加と外国人の多様性を生かしたまちづくり	1	外国人集住都市会議に参加し、外国籍市民に関わる施策や活動に関する情報交換を行うとともに、各都市単独では解決困難な制度などの課題について、国に対する組織的運動を展開します。	44	人権共生課	【施策の必要性】 ・外国籍市民が多数居住する自治体同士で現状や課題等を共有し、課題の解決に向けた研究や議論を経て、国等へ提言を行っており、こうした外国人集住都市会議の取り組みは、本市にとって必要な活動である。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	外国籍市民が持つ多様性を都市の活力として、積極的に生かすまちづくりに取り組めます。	44	人権共生課	【施策の必要性】 ・多様な文化的背景を持つ外国籍住民の参画は、斬新なアイデアの喚起や多様なニーズへの対応が期待されるとともに、多様性を活かしたまちづくりにつながる。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
				外国人集住都市会議に参画し、外国籍市民に関わる施策や活動に関する情報交換を行うとともに、市単独では解決困難な制度などの課題について、会員都市と連携し、国に対する提言活動などに取り組めます。 現行の基本施策2- 1と関連する									
	新規で【基本施策】を追加する場合は右欄へ記入	多文化共生の意識啓発と外国籍市民の社会参画支援の推進		外国籍市民が地域住民と共生していくために、多文化共生をテーマにした講演会や出前講座、外国籍市民と地域住民の交流イベントなどの開催を通じて、市民一人ひとりの多文化共生に対する意識の醸成を図ります。 現行の基本施策1- 1、1- 1、1- 2、と関連する									
				共に地域を支える担い手として、外国籍市民の様々な地域活動への参画を促し、外国籍市民が持つ多様性を都市の活力として、積極的に生かすまちづくりに取り組めます。 現行の基本施策2- 2、2- 3、2- 2と関連する									

6. 主な事業【新設】

本節に関連する主な事業名を記載ください
・「多言語相談ワンストップセンター」の設置・運営 ・上田市多文化共生推進協会 (AMU) との連携・協働による交流・学習・連携事業

7. 関連する個別計画

(参考) 現行計画の記載内容	新計画で記載する個別計画を記入ください
上田市多文化共生のまちづくり推進指針、上田市多文化共生のまちづくり推進計画	上田市多文化共生のまちづくり推進指針、上田市多文化共生のまちづくり推進計画

8. SDGs17つの基本目標との関係性

目標	内容	(参考) 現行	新計画 (該当に)
目標1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる【国地総:全般】	○	
目標2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する【経安、国地総:全般】	○	
目標3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	○	
目標4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	○	
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	○	
目標6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		
目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
目標8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	○	
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		
目標10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する	○	
目標11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	○	
目標12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する		
目標13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*【国地気候:全般】		
目標14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		
目標15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		
目標16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する		
目標17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	○	

1. 節の説明文
<p>現行 地域の主体性・自律性を高める地方分権の実現及び新たな時代への挑戦「Society5.0*」の実現に向け、次世代型行政サービスへの転換などによる行財政改革を推進し、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するとともに、民間活力の導入をはじめ、多様な主体が市政に参加する持続的な行政経営を目指します。</p> <p>新計画 人口減少・少子高齢社会が進展するなか、人口構造や社会情勢の変化を踏まえ、デジタル技術を活用したサービスへの転換などによる行財政改革を推進し、質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供するとともに、公民連携の取り組みを推進し、持続可能な地域社会の実現を図ります。</p>

2. 現状と課題			
<p>現行 地域の主体性・自律性を発揮し、将来にわたり持続可能な行政経営を確立するためには、健全な財政基盤の確保はもとより、事務事業の効率化や、行政サービスの最適化に向けた不断の取組を重ねるとともに、地域を支える多様な主体が市と協働し、地域課題解決の担い手として、より活躍できるように「公共私*」の連携、の創出に向けた取組が必要です。</p> <p>新計画 将来にわたり持続可能な行政経営を確立するためには、健全な財政基盤の確保はもとより、事務事業の効率化や、公共施設の適正配置に向けた不断の取組を重ねるとともに、地域課題解決に向けて民間の経営能力等を行政サービスに活用するなどの公民連携の推進が必要です。</p>	<p>・マイナンバー制度*導入による業務の効率化や、市民サービスの向上に今後も取り組む必要があります。また、他自治体とのシステム共同化や、業務の標準化による経費節減にも取り組む必要があります。</p> <p>・オンライン手続きの充実等、デジタル技術の利用促進により市民の利便性の向上を図り、より充実した質の高い行政サービスを提供し、持続可能な地域社会の実現を目指す必要があります。</p>	<p>・将来的な労働力人口の不足が懸念される中、AI*・RPA*など新たなICT*を導入するとともに、民間の高い技術力を活用し、業務の効率化を図り、より良い市民サービスを提供することが求められています。</p> <p>・生成AIやRPA等の先端技術の更なる活用により業務を効率化・最適化し、民間の専門知識や技術を取り入れることで、より効率的・効果的な行政運営に取り組む必要があります。</p>	<p>・適切な行政サービスを提供するため、社会情勢の変化に柔軟に対応する人材と組織が必要となります。</p> <p>・合併特例債を最大限活用する中で、ほかの起債事業の精査により市債残高は、合併以降着実に減少してきましたが、一方で臨時財政対策債の残高は増加しており、市庁舎建設や教育施設整備の影響も含め、起債残高は、しばらくは横ばい又は増加が続きます。</p>
<p>現行 地方交付税の合併算定替による特例加算措置が令和2年度で終了したことから、行政サービスの再点検と見直しを進め、受益者負担原則の徹底や減免制度の見直しなど、公平・公正な市民サービスの充実、全市統一に向けた様々な制度などの終期の設定を検討していくことが重要です。</p> <p>新計画 多くの歳出増加要因（高齢化に伴う社会保障費の増加、人件費・扶助費・公債費等の義務的経費の増加、物価高騰や公共施設の老朽化に伴う施設管理費・修繕費の増加など）を踏まえ、事業の再点検と見直しを行い、引き続き、各種財政指標に留意した財政運営を進めていく必要があります。</p>	<p>・市税などの滞納者数及び滞納繰越額は、減少傾向にありますが、より効率的・効果的な収納対策を実施し、さらに縮減を図る必要があります。</p> <p>・市税などの滞納者数及び滞納繰越額は、着実に減少しておりますが、さらなる縮減を図るため、業務の効率化や事務改善を進めるとともに、より合理的・効果的な収納対策の実現に向けた取組が必要です。</p>	<p>・固定資産台帳を活用し、資産の正確な把握に努め、未利用財産の処分や利活用を図り、財源を確保することが重要です。</p> <p>・固定資産台帳などに基づく市有財産の適正な把握と管理を行うとともに、未利用財産の処分や利活用を図り、財源を確保することが重要です。また、効率的な市有施設の活用により、新たな自主財源の確保につながるよう取り組むことも必要です。</p>	<p>上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入</p> <p>上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入</p>

3. 達成度をはかる指標・目標値

担当課	指標の内容	後期計画での基準値(R元)	後期計画でのR7年度目標	R5年度実績	達成度の評価	指標・目標値検証シートより	左記(指標・目標値検証シート結果)を踏まえて作成	新計画で、新たな指標・目標値に変更、又は追加する場合はこちらへ記入
市民課	マイナンバーカードの交付枚数率	13.2% (令和元年度)	100.0%	交付枚数率 75.3% 保有枚数率 70.3%	B:概ね順調	【施策の必要性】 ・マイナンバーカードは行政手続きのデジタル化を進める上で必要な手段のひとつであり、今後も利活用の範囲が広がると利便性の向上につながるため、普及促進は必要である。 【課題】 ・カードの取得についてはあくまでも任意であり、セキュリティなどに対して不安を感じている方もいる中で、不安を解消しながら普及をはかる必要がある。 【新たな視点】 ・交付枚数率については、死亡や自主返納などに伴って廃止された分も含めていたため、実際にそぐわない過大な状況となっていた。このため令和5年5月からは廃止分を除いた保有枚数率の公表に変更された。	B:継続 100.0%	削除 削除
市民課	マイナンバー制度導入によるコンビニ交付の諸証明発行件数の全交付件数に占める割合	コンビニ交付率 5.6% (令和元年度)	コンビニ交付率 40.0%	30.10%	B:概ね順調	【施策の必要性】 ・コンビニ交付の利用拡大により、窓口混雑の緩和につなげ、市民サービスの向上を図る。 【課題】 ・マイナンバーカードは作成しているが、コンビニ交付の利用に対し、使い方の不安・安全性に疑問をお持ちの方に利便性をどのようにお伝えしていくか課題である。 【新たな視点】 ・戸籍の広域交付が令和6年3月から開始された。コンビニ交付では現在戸籍を簡易に取得できるが、広域交付では、現在戸籍取得に限らず、請求者のニーズに適合する情報(例:相続手続きに必要な出生から死亡までの戸籍全て)が取得可能となった。今後、戸籍原本のコンビニ交付比率に多少影響があると思われる。	B:継続 60%	変更なし 60%
財政課	実質公債費比率	5.4% (令和元年度決算)	5.8%未満 (令和7年度決算)	未定	B:概ね順調	財政健全化指標は、市の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、重要な指標となっているほか、県内自治体や類似団体との比較検証においても有効である。	B:継続 今後設定	実質公債費比率 調整中
財政課	将来負担比率	28.9% (令和元年度決算)	40.3%未満 (令和7年度決算)	未定	B:概ね順調	財政健全化指標は、市の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、重要な指標となっているほか、県内自治体や類似団体との比較検証においても有効である。	B:継続 今後設定	将来負担比率 調整中
収納管理課	市税収納率(現年度)	99.1% (令和元年度決算)	99.3% (令和7年度決算)	99.31%	B:概ね順調	自主財源と税負担の公平性の確保のための指標として、市税における収納率の目標値を設定し、収納率の向上を図る。	B:継続 99.50%	99.3% (令和5年度決算) 99.5% (令和12年度決算)

4. 各主体に期待される主な役割分担

担当課	主体	現行計画の記載内容	現状・進捗及び達成状況	変更の有無	後期まちづくり計画策定に向けて新たに期待される主な役割	左記(役割分担検証シート)を踏まえて作成	左記以外で新たに追加する場合
行政管理課 税務課	市民	・公共施設のあり方について、共に考えていきます。 ・市政への関心を高め、積極的に市政に参加・参画します。 ・期限内の適正な申告、納付に努めます。	{行政管理課} ・個別の公共施設の整備・統廃合等の検討を進めるに当たり、地域協議会や所管審議会等における協議、パブリックコメントの実施等により市民や各種団体の意見を聴取し施策に反映させた。 ・第四次上田市行政改革大綱アクションプランの進捗状況を市ホームページに公開し、市民との情報共有を図った。 ・サウンディング型市場調査を実施し、個別の施設のあり方について民間活力導入の可能性を探った。 ・ペーパーレス会議システムや電子決裁システム導入による業務の効率化、紙資源の削減や労働時間短縮による経費節減を図った。 【税務課】 ・期限内の適正な申告、納付のため市ホームページやLINE等を活用して周知に努めました。 【情報システム課】 ・RPAや生成AIの試験導入を行い、業務効率、生産性の向上に向けて職員のスキルアップを図った。	変更なし		{行政管理課} ・市政への関心を高め、積極的に市政に参加します。 ・公共施設のあり方について、共に考えていきます。 【税務課】 ・期限内の適正な申告、納付のため市ホームページやLINE等を活用して周知に努めます。	
行政管理課	各種団体・事業者など	・公益的事業へ積極的に参加します。	同上	変更なし		・地域課題の解決、行政サービスの向上、公共施設の適正な管理運営に民間の強みを生かせるよう、公益的事業へ積極的に参加します。	
行政管理課 情報システム課	行政	・行政サービスの最適水準を維持するための行財政改革を推進します。 ・ICT*の利活用による効率的で質の高い行政サービスを提供します。 ・民間事業者や関係団体と連携することにより、業務の効率化や市民サービスの向上を図ります。	同上	変更なし		・持続可能な行政経営の確立に向けた行財政改革を推進します。 ・デジタル技術の利活用により効率的で質の高い行政サービスを提供します。 ・民間事業者等と連携し、業務の効率化や市民サービスの向上を図ります。	

5. 施策の方向性・展開

担当課	基本施策		「施策の方向性」【新設】		(参考)現行計画の「基本施策の各項目」、「枝番の内容」および、検証結果(4月実施)の内容								
	現行	新計画	No	「施策の方向性」	No	基本施策の各項目	No	枝番の内容	頁	担当課	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性	
行政管理課	基本施策1 地方分権の実現に向け、行財政改革の取組を進めます	持続可能な行政経営に向けた行財政改革の推進		行財政改革大綱に基づくアクションプログラムの実行により、限られた行政経営資源を最適に配分し、効果的で効率的な行政サービスの提供に取り組むとともに、PDCAサイクルにより行財政運営の改善を図ります。		行政サービスの最適化に向けた改革の推進	1	行財政改革大綱の策定と、これに基づくアクションプログラムの着実な実行により、事務事業の効率化と行政サービスの最適化を図ります。	46	行政管理課	【施策の必要性】 ・新まちづくり計画に掲げる将来都市像の実現に向け、同計画との整合を図りながら、引き続き行財政改革を進める必要がある。 【新たな視点】 ・行財政改革として取り組む項目について、進捗・検証・フィードバック等についてより効果的かつ効率的な仕組みの構築が必要。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
				公共施設の適正配置と財政負担の標準化を図るため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、公共施設の更新・統廃合・長寿命化・省エネ化を計画的に進め、施設保有量の総量縮減に取り組みます。 また、公共施設の余裕スペースの民間事業者等への貸付けや、用途転用による利活用により、既存施設の有効活用を図ります。		2	公共施設の適正配置と、財政面の負担平準化を図るため、「上田市公共施設白書」及び「上田市公共施設マネジメント基本方針」に基づく個別施設計画策定を進める中で、公共施設の長寿命化や再配置などを検討し、効率的・効果的な施設経営を目指します。	46	行政管理課	【施策の必要性】 ・人口減少・少子高齢社会を見据え、持続可能な行財政運営を図るとともに、市民の共有財産である公共施設を適切に維持管理し、有効に利活用を図り、将来にわたり必要なサービスを継続して提供する必要がある。 【課題】 ・個別施設の多くは現状維持(長寿命化)の傾向が強く、公共施設の総量縮減に繋がっていかない。 【新たな視点】 ・次期公共施設等総合管理計画の策定にあたっては、施設類型ごとの統廃合の基準や施設の総量縮減に向けた具体的な数値目標を盛り込んでいく必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止	
行政管理課				地域課題の解決、行政サービスの向上、公共施設の適正な管理運営に民間の強みを生かせるよう、民間事業者等との情報共有や対話の場を積極的に設けるとともに、民間の経営能力、技術的能力、資金の活用を図ります。 「枝番2」の部分は、「基本施策4」に集約		民間活力の導入拡大による改革の推進	1	「上田市民間活力導入指針」を踏まえ、行政サービスの効率化に向け、「第四次上田市行財政改革大綱」に基づく民間活力導入の検討と促進を図ります。	46	行政管理課	【施策の必要性】 ・人口減少社会において、より効率的・効果的に行政サービスの提供を行うにあたっては、引き続き民間活力の導入を検討・促進する必要がある。 【課題】 ・民間活力の導入にあたっては様々な手法があり、各事業に合った手法を選択するために、参考事例や導入手法等のノウハウの蓄積が必要である。 【新たな視点】 ・公民連携に係る運用ガイドライン等の策定を進めるとともに、公民連携の実績を積み上げていく必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
						2	補助金などのあり方を見直し、公募型又は提案公募型補助金の拡充を図ることにより、多様な事業主体による公益的・社会的な事業への参加を促します。	46	行政管理課	【施策の必要性】 ・引き続き、予算編成時に補助金交付基準及び見直し基準に基づき見直しを行う。	C	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止	
行政管理課 市民参加・協働推進課 秘書課				多様な主体の市政参加・参画と連携の促進 「1-1-1」と「1-3-2」に集約			1	制度化したパブリックコメントの活用を図るとともに、審議会等附属機関のあり方や、市民アンケートなど市民意見の反映に係る広聴体制の見直しを進め、市政に対する多様な主体の参加機会の拡充を図ります。	46	行政管理課 市民参加・協働推進課 秘書課	【行政管理課】 【施策の必要性】 ・地域課題解決のため、多様な人材の市政運営への参加を推進し、審議会等における議論を活発化させていく必要がある。 【新たな視点】 ・社会情勢の変化により必要性が低下したもや、関連する附属機関との統合が可能なものについては見直しを行う必要がある。 【市民参加・協働推進課】 【施策の必要性】 ・自治基本条例に掲げる「参加と協働のまちづくり」の理念に則り、市民等が市の基本計画などに意見を述べる機会を確保する必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止

5. 施策の方向性・展開

担当課	基本施策		「施策の方向性」【新設】		(参考)現行計画の「基本施策の各項目」、「枝番の内容」および、検証結果(4月実施)の内容								
	現行	新計画	No	「施策の方向性」	No	基本施策の各項目	No	枝番の内容	頁	担当課	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性	
行政管理課 情報システム課	基本施策2 ICT活用による質の高い行政サービスと業務システムの最適化を進めます	デジタル技術を活用した、事務効率化と質の高い行政サービスの提供		ICTの利活用による市民サービス向上と行政手続きの効率化を図り、行政サービスにおけるDXの更なる推進を目指します。 電子申請システムの利活用等行政手続きのオンライン化を進め、市民の利便性向上に努めます。 生成AIやRPA等の先端技術を活用して事務の効率化を図り、より質の高い行政サービスの提供に努め、人口減少社会に対応できる持続可能な自治体運営経営を目指します。		ICT利活用による業務改善・効率化	1	電子申請、コンビニ交付、統合型GIS*など従来のシステムに加え、AI*・IoT*など、新たなICTの利活用による市民サービスの向上を図ります。	46	行政管理課、情報システム課	【施策の必要性】 ・ICTを用いる強みである日時を問わず証明書発行可能できることは市民サービスの向上につながる。 【課題】 ・証明書のコンビニ交付はマイナンバーカードを利用するため、カードの交付率の向上が必要である。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	将来的な労働力人口不足に伴い、AI・RPA*など、新たなICTの利活用による業務の効率化を図ります。	46	行政管理課	【施策の必要性】 ・加速する人口減少社会に対応するため、業務効率化のためのICTの利活用は必要不可欠である。 【課題】 ・ICT化が進んでいない分野の把握や導入できない理由、課題の調査研究が必要である。 【新たな視点】 ・生成AIの利活用を進めることで、更なる業務効率化を図る	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							3	マイナンバーカードの利活用を推進し、業務の効率化や市民サービスの拡充を図ります。	46	行政管理課、情報システム課	【施策の必要性】 ・市民が来庁しなくても行政手続きが行えるよう、マイナンバーカードの利用を含むオンライン申請の活用を図ることで、市民の利便性向上、職員の業務の効率化が期待できる。 【課題】 ・マイナポイントの付与期間中は飛躍的にマイナンバーカードの保有率が増えたが、キャンペーンが終了してからは、伸び悩んでいる。 【新たな視点】 ・マイナカードを保持したい、利用したいと思わせる仕組みを検討する必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							4	他自治体とのシステム共同化や、業務標準化による経費節減に取り組みます。	46	情報システム課	【施策の必要性】 ・厳しい財政状況が続いていることから、経費節減はより重要になる。 【課題】 ・全国的なデジタル人材不足や物価・人件費の高騰により、システム経費の節減は困難となっている。また、国が進める標準システム移行による経費節減も効果が見込めない状況。 【新たな視点】 ・内部でのデジタル人材育成によるデジタル化推進と高効率化も必要となる。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止

5. 施策の方向性・展開

担当課	基本施策		「施策の方向性」【新設】		(参考)現行計画の「基本施策の各項目」、「枝番の内容」および、検証結果(4月実施)の内容								
	現行	新計画	No	「施策の方向性」	No	基本施策の各項目	No	枝番の内容	頁	担当課	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性	
総務課 行政管理課	基本施策3 人材育成と組織の適正化を進めます	人材育成と組織の適正化		「上田市人材育成基本計画」に掲げる、「社会情勢の変化を成長のチャンスと考え、市民のために積極的に挑戦し行動する職員 広い視野で課題を発見し、解決に向けて協働する職員 高い倫理観を持ち、責任ある行動により信頼される職員」を職員の基本姿勢とし、人事管理、研修制度、職場づくり、マネジメントの4つを柱に計画的な人材育成に取り組むとともに、適正な職員数の確保と管理を図り、様々な課題に効率的・効果的に対応できる組織づくりを進め、住民サービスの充実を図ります。		人材育成と組織の適正化	1	「上田市人材育成基本計画」に掲げる、「自ら考え行動しそのために自ら成長を目指す職員」、「おもてなしの心」と「明るいまいさつ」で快適な市民サービスを提供する職員」を職員の基本姿勢とし、人事制度、研修制度、職場づくりの3つを柱に計画的な人材育成に取り組み、市民サービスの向上を図ります。	47	総務課	【施策の必要性】 ・市民サービスの維持、向上にあたっては、行政の最大の資源である人材の育成は不可欠である。 【課題】 ・働き方改革を進めるためには、限られた時間の中で複雑高度化する行政需要への対応が必要であるが、少子高齢化社会の到来とともに、近年の売り手市場にあたっては、将来の行政を担う優秀な人材の確保が課題。 【新たな視点】 ・職員の採用にあたっては、年齢構成等を踏まえた計画的な採用とともに、民間企業等経験者や任期付職員など多様な任用形態による職員の確保が必要。 ・時間外勤務の上限規制が制度化されたことにより、更なる職員の資質向上はもちろんだ、A等の積極的な活用による業務効率化が必要である。	A	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
						2	適正な職員数の確保と管理を図るとともに、様々な課題に迅速かつ効率的・効果的に対応できる組織づくりを進めます。	47	総務課 R6から行政管理課	【施策の必要性】 ・持続可能な行政サービスを提供していくため、定員管理計画に基づき、適正な職員数の確保と管理を行っていく必要がある。 また、少子高齢化や人口減少などの課題に対する新たな施策の展開、複雑化かつ多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応していくため、第四次行政改革大綱に基づき、効率的かつ効果的な組織見直しを適時実施していく必要がある。 【課題】 ・法務やコンプライアンスの充実、複雑化する住民相談に対応する総合相談体制の検討、公共施設マネジメントの推進等に対応できる組織の構築、地域コミュニティ拠点としての公民館の組織上の位置付け等を検討していく必要がある。 ・業務の改廃を行う中で、適正な職員数を見直すとともに、定年延長職員や会計年度任用職員を含めた総額人件費の分析が必要である。 【新たな視点】 ・複雑化、多様化する行政課題に対応するため、部局横断的な対応が可能な体制を適宜つくる必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止	

5. 施策の方向性・展開

担当課	基本施策		「施策の方向性」【新設】		(参考)現行計画の「基本施策の各項目」、「枝番の内容」および、検証結果(4月実施)の内容							
	現行	新計画	No	「施策の方向性」	No	基本施策の各項目	No	枝番の内容	頁	担当課	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性
財政課 行政管理課 移住交流推進課 政策企画課	基本施策4 健全財政を堅持し、将来を見据えた安定的な財政基盤の構築を図ります	健全財政の堅持と安定的な財政基盤の構築		義務的経費の増加をはじめ、多くの歳出増加要因が見られる中、複雑化・高度化する市民ニーズに的確に対応していくため、限られた財源を効率的・効果的に配分し、持続可能な財政運営を図ります。このため、EBPMなどの視点の下、合理的根拠に基づく政策検証により、事業の「選択と集中」を図るとともに、国・県補助金や寄附金等の獲得のほか施設使用料の適正化などによる歳入確保と、事業費の精査や市が交付する補助金等の見直しなどによる歳出削減を進め、安定的な財政基盤を構築します。また、財政面の健全度を把握するため、市債残高や将来の公債費負担に影響を及ぼす歳出を精査し、実質公債費比率などの「財政健全化指標」に留意しつつ、地方公会計制度財務書類の作成を通し、財務状況全般について、わかりやすく公表していきます。	健全財政の堅持と安定的な財政基盤の構築	1	国では、地方を含めたプライマリーバランス*の将来目標値を掲げ、財政の健全化に取り組んでいることから、地方財政への影響を的確にとらえるとともに、中・長期的な財政推計に基づき、安定的な財政基盤の構築を図ります。	47	財政課	【施策の必要性】 ・国では、「骨太の方針2018」で掲げた財政健全化目標(2025年度に国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化)を現在も堅持しており、基本的な方針は今後も変わらないものと見られる。 【課題】 ・上記の方針の一方で、国においては社会保障費や防衛費の増大、少子化対策など、多額の予算を伴う課題が山積しており、地方の歳出改革に対する圧力が高まるものと想定されることから、引き続き、地方財政への影響を的確に捉えとともに、安定的な財政基盤の構築を図る必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
					合併以降、継続していた普通交付税の合併算定替による特例加算措置が令和2年度で終了し、令和3年度から新市による一本算定*となることを受け、合併以降の統一されていない制度や、交付金などの見直しの検討を加速し、持続可能で全市一体の上田市を目指すとともに、事務事業の選択と集中や基金の有効活用により、健全な財政運営を推進します。	2	47	財政課	【施策の必要性】 ・地方の一般財源総額は、令和6年度までの間、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたものの、景気の動向等を踏まえると依然として予断を許さない状況となっている。 【課題】 ・基金の活用による起債発行額の抑制や補助金、繰出金の見直しを検討する。 ・財源確保に向け、企業版ふるさと寄附金やネーミングライツの活用を推進する。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止	
					市政の重要な事業を着実に推進する一方で、市債残高や将来の公債費負担に影響を及ぼす歳出を精査し、実質公債費比率*などの「財政健全化指標」に留意した財政運営を行います。	3	47	財政課	【施策の必要性】 ・財政健全化指標は、市の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして、重要な指標となっている。 【課題】 ・義務的経費が増加傾向にある中、償還財源を確保するため、令和5年度は、減債基金の繰入を行った。 ・金利が上昇傾向にあることも踏まえ、公債費負担を縮減するため、特定財源の確保や基金の活用等により、起債の新規発行額の抑制に努める必要がある。 ・上田地域広域連合が行う資源循環型施設建設事業が、当市の「財政健全化指標」に及ぼす影響にも留意し、財政運営を行う必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止	
					新たな基準による地方公会計制度財務書類の作成を通し、財政状況の分析、把握を行うとともに、財務状況全般について、わかりやすく公表していきます。	4	47	財政課	【施策の必要性】 ・地方公会計は、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営への活用が期待されるため、その整備を推進していくことは極めて重要となっている。 【課題】 ・膨大な量の固定資産台帳の精度を高める必要がある。 【新たな視点】 ・統一的な基準による財務書類作成によって団体間での比較が可能となって	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止	
					ふるさと納税及び企業版ふるさと納税を積極的にPRし、財源確保とともに上田市の知名度アップと産業振興を図ります。	5	47	移住交流推進課、政策企画課	【移住交流推進課】 【施策の必要性】 ・個人版ふるさと納税は、上田市の知名度アップ、財源確保、産業振興に寄与するものであり、引き続き、施策展開が必要である。 【課題】 ・制度のあり方について賛否両論がある中、市のまちづくりに貢献したいという寄付者の意向に応え、地場産品の振興を図る取組を積極的に進める必要がある。 ・R5.10月の国の基準改正に伴い、事務経費や地場産品基準が厳格化されており、ルールに則った適切な運用を図る必要がある。 ・全国上位の自治体とは、ブランド力で大きな差が生じている。 【新たな視点等】 ・マーケティングのノウハウを有する外部人材の登用などを検討する。(地域活性化企業人、地域おこし協力隊、企業版ふるさと納税の人材派遣型) 【政策企画課】 【課題】 ・財源の定まっている事業への充当となるため、事業担当課にとって事務的メリットが少ない。財政課とも状況は共有しているが、寄附金獲得のインセンティブを検討していく必要がある。 ・事業担当課は寄附受納手続や予算要求など、事務が増えるため充当事業の決定に苦慮することがある。 【施策について】 令和6年度までの制度となっており、令和7年度以降も延長するかは現時点で未定であるが、貴重な財源として有効活用を図る必要がある。	A	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止	

5. 施策の方向性・展開

担当課	基本施策		「施策の方向性」【新設】		(参考)現行計画の「基本施策の各項目」、「枝番の内容」および、検証結果(4月実施)の内容								
	現行	新計画	No	「施策の方向性」	No	基本施策の各項目	No	枝番の内容	頁	担当課	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性	
税務課	基本施策5 公平・適正な課税を推進し、税務行政に対する市民の信頼度を向上させます	基本施策5 公平・適正な課税を推進し、税務行政に対する市民の信頼度の向上		課税の公平・適正を期するため、関係機関との連携を強化し、課税客体を的確に把握するとともに、税の仕組み等を周知し、納税についての啓発を進めます。		公平・適正な課税の推進	1	課税の公平・適正を期するため、国や県をはじめとする関係機関との連携を強化し、課税客体を的確に把握していきます。	47	税務課	【施策の必要性】 ・課税の公平・適正を期するため、国税等局をはじめとする関係機関との連携を強化し、課税客体を的確に把握する必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	税の仕組みや、税制改正などについてわかりやすく市民に周知し、納税についての啓発を進めます。	47	税務課	【施策の必要性】 ・税務行政への理解を高めるとともに、税に対する意識醸成のため、税の仕組みや、税制改正等について市ホームページやLINEを活用して市民に周知し、市税情報の周知に努める必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
収納管理課	基本施策6 市税などの収納率向上を図り、自主財源確保と税負担の公平性を確保します	市税などの収納率向上による自主財源と税負担の公平性の確保		関係機関との連携や法に基づく適切な滞納処分の実施により滞納繰越額の縮減を図るとともに、新たな滞納を発生させないための取組を推進します。		市税などの収納率の向上	1	納付案内センターの効果的な活用を図るなど、新規滞納者を発生させないための取組を進めます。	47	収納管理課	【施策の必要性】 ・自主納付を促し、新規滞納者を発生させないための取組として、早期の催告業務の継続が重要である。 【課題】 ・今後、当該取組の効果として、収納担当一人あたりの担当件数が減少することが想定される中、徴収業務全般における、より効果的な滞納整理の遂行が課題となる。 【新たな視点】 ・徴収業務全般における、市税等納付案内センターの活用方法とあり方についての検討を進める。	A	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	滞納者に対しては、法に基づく滞納処分を実施することにより、滞納繰越額の縮減を図るとともに、税負担の公平性を確保します。	47	収納管理課	【施策の必要性】 ・税負担の公平性を確保するため、引続き、法に基づいた適切な滞納処分の遂行が重要である。 【課題】 ・今後、当該取組の効果として、収納担当一人あたりの担当件数が減少することが想定される中、より効果的できめ細やかな滞納整理の遂行が課題となる。 【新たな視点】 ・徴収業務における課題を把握し、他市とも情報共有を図りながら、より効果的かつ効果的な滞納整理の手法についての検討を進める。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							3	長野県地方税滞納整理機構と連携し、高額・困難案件の解消に取り組みます。	47	収納管理課	【施策の必要性】 ・長野県地方税滞納整理機構は、県内構成団体の高額・困難案件における徴収業務を専門的に行っており、未収金の縮減、収納率の向上、徴収職員の育成に対する効果が得られている。 【課題】 ・今後、各自治体が抱える未収金の縮減により、機構への移管額が減少していく中、機構における課題の把握や取巻く環境に対応した機構のあり方についての検討が課題となる。 【新たな視点】 ・機構との情報共有、協議を密に図りながら、より効果的な徴収対策の検討を進める。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止

5. 施策の方向性・展開

担当課	基本施策		「施策の方向性」【新設】		(参考) 現行計画の「基本施策の各項目」、「枝番の内容」および、検証結果(4月実施)の内容								
	現行	新計画	No	「施策の方向性」	No	基本施策の各項目	No	枝番の内容	頁	担当課	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性	
財産活用課	基本施策7 市有財産の把握と適正な管理を行い、積極的な利活用や処分を進めます	市有財産の適正な把握と管理を行い、積極的な利活用や処分を推進		市有財産の適正な把握と管理を行うと共に、活用が見込まれる未利用財産については、当該財産に係る情報を精査した上で売却や賃貸等の利活用を進めます。また、民間の活力も活用しつつ効率的に市有施設を活用するなど、新たな自主財源確保につながる取組を進めます。		市有財産の把握と適正な管理及び利活用	1	未利用財産の洗い出しを行い、売却処分や貸付などの活用方法を検討します。	47	財産活用課	【施策の必要性】 ・適正な財産管理を行うと共に、活用が見込まれる未利用財産については、当該財産に係る情報を精査した上で売却や賃貸等の利活用を進めることが必要となる。 【課題】 ・公共施設の用途を廃止したものの、その後の利活用が進まない「未利用財産」を、民間売却や貸付等の利活用に繋げるためには、建物の解体や不動産鑑定の際必要となる経費、また、関係者との協議等様々な手続きも必要となることなどから、各施設所管課において、引き続き保有している状況にある。 【新たな視点】 ・不用となった市が有する財産については、不動産についてもインターネットオークションに出展するなど、自主財源の確保に繋がる新たな取組みの検討を	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	ネーミングライツ*などの市有財産を活用した広告掲載事業を実施し、新たな自主財源の確保を図ります	47	財産活用課	【施策の必要性】 ・施設管理においては、単に施設の維持・保全のみならず、ネーミングライツを導入するなど、施設を活用する取組みへの転換を図り、施設の管理運営や利用者のサービス向上に活用していくための「財源確保」に向けた取組みが求められている。 【課題】 ・より多くの応募が得られるようにするためには、市側が募集を行う目的やパートナーへの期待等をより明確にすることで、事業者がパートナーへの応募を検討する際に重視する視点にも配慮しながら、市及びパートナーの「双方の思い」をいかに合致させることができるかが課題である。 【新たな視点】 ・募集に際しては、パートナー側のメリットとして企業名や商品名を付すことによる「広告効果」のみならず、施設を活用したイベントの開催や地域協働活動等を行うことによる「イメージアップ効果」の重要性を踏まえ、PRに繋げる必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							3	市民ニーズに合わせた土地の分割や、計画的なインフラ整備により、遊休地の処分を進めます。	47	財産活用課	【施策の必要性】 ・公用又は公共用に供しなくなった普通財産は、主として「経済的価値の発揮」を目的として管理処分されるべき性質の財産であるため、収益をもって財源に充てる必要がある。 【課題】 ・施設の統廃合等により、今後は大規模な土地や建物の売却が見込まれるが、一般競争入札では処分できない可能性がある。 【新たな視点】 ・行政が主体となり課題を解決する従来の概念や手法にとらわれず、豊富な経営資源やノウハウを有する民間事業者からのユニークな提案を募り、地域課題の解決や地域振興に資するような計画を見出すといった考え方があることから、こうした選択肢についても検討を進める。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止

6. 主な事業【新設】

本節に関連する主な事業名を記載ください

上田市行財政改革大綱及びアクションプログラムの策定、進捗管理(行政管理課)
 上田市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定、進捗管理(行政管理課)
 公民連携の推進(行政管理課)
 民間活力を取り入れた市有財産活用推進事業(財産活用課)
 市税等納付案内業務委託事業(収納管理課)
 ふるさと上田応援寄附金推進事業(移住交流推進課)
 企業版ふるさと納税の推進(政策企画課)

7. 関連する個別計画

(参考) 現行計画の記載内容

第四次上田市行財政改革大綱、上田市公共施設白書、上田市公共施設マネジメント基本方針、上田市民間活力導入指針、上田市スマートシティ化推進計画

新計画で記載する個別計画を記入ください

上田市行財政改革大綱、上田市公共施設等総合管理計画、上田市スマートシティ化推進計画、上田市人材育成基本計画、上田市定員管理計画

8. SDGs17つの基本目標との関係性

目標	内容	(参考) 現行	新計画 (該当に)
目標1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる【国地総:全般】		
目標2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する【経安、国地総:全般】		
目標3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		
目標4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	○	○
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		
目標6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		
目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
目標8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	○	○
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	○	○
目標10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する		
目標11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	○	○
目標12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する		
目標13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*【国地気候:全般】		
目標14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		
目標15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	○	○
目標16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和と包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	○	○
目標17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	○	○

(観光シティブロモーション課) 枝番2の市民リポーター制度による情報発信は、施策6-2-1「上田の魅力発信、選ばれる都市づくり」へ移行予定

1. 節の説明文

現行	市民との情報共有のため、重要な公文書などの保存や閲覧、ICTツール*や通信設備などを整備し、デジタル化・オープンデータ*化により、行政が保有する情報(公共データ)の利用促進を図るとともに、行政の情報発信力や広聴機能を強化することにより、市民と行政との双方向コミュニケーションの推進を図ります。
新計画	市民が行政情報を身近に感じ、利用しやすい環境を整えとともに、行政の情報発信力の強化や様々な広聴活動を通じて、市民と行政の相互理解を深め市民協働によるまちづくりを推進します。

2. 現状と課題

現行	・職員が広報パーソンである意識を持ち、若者、高齢者、子育て世代、観光客、移住者、企業などに対して求められている情報を、受け手や伝達手段を選択しながら発信していく必要があります。	・必要な情報を必要としている人に届けるために、利用ニーズのある多様な情報媒体を的確に活用し、効率的・効果的に情報を発信していく必要があります。	・市民の市政への参加・参画や連携を促進するためには、通信によるコミュニケーションは重要かつ有効であり、ネットワーク通信を利用し、市民と行政、団体間など、それぞれが持つ情報や知識の共有が図れる仕組みづくりが必要です。	・ケーブルテレビ、有線放送など民間事業者と連携し、地域の情報発信を行うことは、市民参加・協働が促進されるとともに、災害時における情報発信の多重化につながるから、積極的に取り組む必要があります。	・情報の受発信のため、インターネットなどへのアクセス環境が求められています。特に公衆無線LANは、災害時においては避難者の情報収集・伝達手段として、また、平時においては公民館での利用者団体活動、図書館での学習、観光施設でのPRなどに必要とされています。
新計画	・幅広い世代が情報を取得できるよう、職員一人ひとりが広報担当として、情報を積極的に発信していく必要があります。	・必要な情報を確実に届けるため、多様な情報媒体を活用するとともに、民間事業者とも連携し、効率的・効果的な情報発信に取り組む必要があります。	・市民が市政に積極的に参加・参画し連携を深めるために、情報発信と併せ、市民の声を市政に反映させる取組が必要です。	新計画では掲載しない(左から2項目に統合)	・公衆無線LANは、災害時の情報収集等において重要な役割を果たしているため、通信環境の安定性向上を図り、安心して利用できる情報アクセス基盤の構築に取り組む必要があります。

現行	・行政保有の公共データについて、民間利用しやすい環境を整備することは、官民連携、市民参加・協働につながるため、公文書の適正な管理と活用及び民間利用可能な公共データのオープンデータ化が必要です。	・AI*、5G*など新たなICT*が導入されるなど、今後ますます情報通信機器の活用が必要とされることから、情報格差が生じないよう市民に対する支援が必要です。	上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入	上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入	上記以外の、新たな「現状・課題」項目がある場合は、以下欄に記入
新計画	変更なし	・スマートフォンをはじめとしたデジタル機器や、生成AI等を活用した多様なデジタルサービスが私たちの生活に浸透する中、情報リテラシーの向上や情報格差(デジタルデバインド)対策など、市民に対する支援が必要です。			

3. 達成度をはかる指標・目標値

指標・目標値検証シートより

担当課	指標の内容	後期計画での基準値(R元)	後期計画でのR7年度目標	R5年度実績	達成度の評価
広報課	ホームページアクセス数	742万アクセス(令和元年度)	900万アクセス	914万回	A:順調

指標・目標値検証シートより

施策の必要性・課題・新たな視点等	指標・目標の方向性	R12年度(5年後)目標値
コロナ禍でデジタル化が加速し、ホームページへのアクセス数が増加。今後も見やすさに配慮したホームページづくりを努め、各種媒体の連携による効果的な情報発信が必要である。	B:継続	1,000万回

左記(指標・目標値検証シート結果)を踏まえて作成

新計画の基準値(基準年)	R12年度(5年後)目標値

新計画で、新たな指標・目標値に変更、又は追加する場合はこちらへ記入

いずれかに	指標の内容	基準値(基準年)	R12年度(5年後)目標値
変更	市公式ソーシャルメディア登録者数	54,504人(令和5年度)	70,000人
追加			

4. 各主体に期待される主な役割分担

役割分担検証シートより

担当課	主体	現行計画の記載内容	現状・進捗及び達成状況	変更の有無	後期まちづくり計画策定に向けて新たに期待される主な役割
広報課	市民	・市政への参加・参画や連携を促進し、通信によるコミュニケーションを図ります。 ・地域への愛着と誇りを持ち、まちの情報発信にかかわります。	【広報課】 ・広報紙やホームページ、上田市メール、SNSなどの多様な手段を活用し、市民が知りたい、市民に伝えたい情報の共有を図ることで、市政への参加・参画や連携を促進した。 ・住民に伝わる広報の取組みとして、記事内容の充実や読みやすさを工夫した。 ・全職員が広報担当として情報発信に努めるため、職員を対象とした、広報活動研修会やホームページ、メール、LINE操作研修会、写真の撮り方講座を実施した。 【秘書課】 ・広聴の取組の一環として、市長への手紙、市政提言メール、各種団体等との懇談や面会、サテライト市長室、よーちゃんの市長対話室など様々な手法により、市民意見の把握に努めている。 【情報システム課】 ・公衆無線LANの整備が完了した。アクセスポイントがある施設ではフリーWiFiが利用可能となった。また、庁内での研修や会議での高速インターネット利用環境が整備されたことにより、移動による時間ロスの減少に繋がった。 【公文書館】 ・令和3年度からリテンション(保存年限が満了した文書を歴史公文書等として公文書館へ移管する、または廃棄する措置)を開始し、令和5年度末の収蔵点数は22,721点となった。 ・ホームページや公文書館だよりの発行等により周知を行うとともに、歴史公文書等の閲覧、講座・企画展等を実施し、利用の促進を図った。 【DX推進課】 ・総務省の「デジタル活用支援推進事業」を活用し、民間と連携したスマートフォン講座を実施したほか、公民館においても活用支援に取り組んでいる。 ・また、通年事業としてマルチメディア情報センターでは、ICTに関する各種セミナー及びパソコン・スマートフォン相談会を開催している。	変更なし	
広報課 情報システム課 政策企画課	事業者など	・通信設備を整備するとともに、地域情報の受発信や、行政情報発信の支援を行います。 ・行政と連携し、情報通信機器の利活用を支援します。 ・オープンデータ*の活用を図ります。	同上		
広報課 秘書課 情報システム課 政策企画課 総務課 DX推進課	行政	・広報広聴力の強化及びシティブロモーション*の強化を図ります。 ・誰もがわかりやすい情報発信に加え、求められている情報を情報の受け手や、伝達手段を選択し発信していきます。 ・情報弱者への対応や新たな情報通信手段の普及促進のため、情報通信機器の利活用支援に取り組めます。 ・公共データを保存しデジタル化するとともに、公開できるものについてはオープンデータ化を進めます。 ・歴史資料として重要な公文書などを保存するとともに、閲覧などによる利用の促進を図ります。	同上	変更なし	【秘書課】 ・広報広聴及びシティブロモーション*の充実を図ります。 【情報システム課】 ・(仮称)ICT支援センターを通じて情報格差の是正、デジタルデバインド対策を進めていく。 【政策企画課】 ・市が保有している公共データを公開し利活用を進めることで、市民や企業などによる、市民参加・協働、官民連携を促進し、地域課題の解決につながることを期待できる。 【公文書館】 変更なし 【DX推進課】 ・デジタル機器に不慣れな方への対応やICTの利用機会の拡大のため、デジタルデバインド対策に取り組めます。

左記(役割分担検証シート)を踏まえて作成

新計画の記載内容	主体
・市政やまちづくりへの関心を高めるために、スマートフォンなどICTを活用し、必要な情報を積極的に取得します。	
・通信設備を整備するとともに、地域情報の受発信や、行政情報発信の支援を行います。 ・行政と連携し、情報通信機器の利活用を支援します。 ・市が公開している公共データの活用を図ります。	
・様々な媒体・方法により情報発信するとともに、広く市民の意見や要望の把握に取り組みます。 ・デジタル機器の利用に不慣れな方への対応や情報リテラシーの向上に継続的に取り組めます。 ・公共データを保存しデジタル化するとともに、オープンデータ化を進めます。 ・歴史資料として重要な公文書などの保存及び活用を図ります。	
	内容

(観光シティブロモーション課) 枝番2の市民リポーター制度による情報発信は、施策6-2-1「上田の魅力発信、選ばれる都市づくり」へ移行予定

5. 施策の方向性・展開

担当課	基本施策		「施策の方向性」【新設】		(参考) 現行計画の「基本施策の各項目」、「枝番の内容」および、検証結果(4月実施)の内容								
	現行	新計画	No	「施策の方向性」	No	基本施策の各項目	No	枝番の内容	頁	担当課	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性	
広報課	基本施策1 市民と行政が結ばれる、つながる広報・広聴を目指す	市民と行政が結ばれる、つながる広報・広聴の推進		社会の変化に対応し、個々のニーズに合わせた多様な媒体を活用するとともに、職員一人ひとりが積極的な情報発信を行い、幅広い世代に市政の情報をわかりやすく効果的に発信します。		効果的な広報に向けた職員の意識改革	1	誰もがわかりやすい情報発信に努め、効果的なPR活動に取り組み、職員一人ひとりの情報発信力の向上を図ります。	49	広報課	【施策の必要性】 ・必要な情報を、適切なタイミングで届けられるよう、情報の受け手や伝達手段に配慮した情報発信をしていく必要がある。 【課題】 ・職員一人ひとりが広報パーソンである意識を持ち、誰もがわかりやすい情報発信に努める。 【新たな視点】 ・SNS等の普及により、さまざまな情報発信手段がある中で、時代の変化に対応した情報発信の取組を進めていく。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	各課に広報情報リーダーを設置し、広報活動の手引きや、シティブロモーション推進指針を活用しながら、広報研修を継続し、職員の広報マインドのスキルアップを図ります。	49	広報課	【施策の必要性】 ・特定の職員だけでなく、職員一人ひとりが広報担当であるという認識のもと、きめ細やかに情報を発信していくことが市民サービスの向上に繋がる。 【課題】 ・職員一人ひとりの広報マインド・技術のボトムアップ及び定着を図る。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
広報課				情報発信力の強化・充実		情報発信力の強化・充実	1	広報うえだやホームページ、上田市メール、SNSなどの多様な手段を活用し、アクセシビリティ*対応に配慮しつつ、多様な情報通信機器からの閲覧や、災害時において迅速かつわかりやすい情報提供に取り組みます。	49	広報課	【施策の必要性】 ・年齢や障がいの有無等に関わらず、誰もが必要な情報を受け取ることが必要である。 【課題】 ・職員一人ひとりが誰もが利用しやすい情報発信という意識のもと、アクセシビリティに配慮した情報発信を行う。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	各種情報発信媒体の特性に応じ、配信内容やタイミングを工夫し、情報へのアクセス性を高めるとともに、多様な手段を組み合わせて効果的・効果的な情報発信に取り組みます。	49	広報課	【施策の必要性】 ・各種情報発信媒体の特性を生かし、効果的・効率的な情報発信をしていく必要がある。 【課題】 ・職員一人ひとりが各種情報発信媒体の特性を理解し、効果的・効率的な情報発信を心掛ける必要がある。 ・スマートフォンやタブレット端末の普及で、情報格差が広がっている中、高齢者等の情報弱者への対策が課題である。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							3	記者会見や報道機関、タウン誌などへの情報提供・PR活動を通し、情報発信の強化に取り組みます。	49	広報課 観光シティブロモーション課	【施策の必要性】 ・報道機関やタウン誌などを活用することにより、効果的・効率的な情報発信をしていく必要がある。 【課題】 ・職員一人ひとりが報道機関やタウン誌なども重要な情報伝達手段であることを理解し、取材や情報掲載をしてもらえるような工夫が必要となる。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							4	情報通信機器の利用に習熟していない市民に対する支援などを通し、情報格差対策に取り組みます。	49	DX推進課	【施策の必要性】 デジタル機器に不慣れな方への対応やICTの利用機会の拡大のため、デジタルデバイス対策は継続的に取り組む必要がある。 【課題】 市民ニーズの把握 【新たな視点等】 令和7年度に開館する(仮称)市民ICT支援センターにおけるデジタルデバイス対策事業への取組	A	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							5	ケーブルテレビや有線放送など、市内の各種メディアと連携し、地域密着の情報発信に取り組むとともに、地域情報の収集に取り組む。	49	広報課	【施策の必要性】 ・ケーブルテレビや有線放送は、地域密着の情報発信媒体であり、地域情報の収集源でもあるため、連携し取り組んでいく必要がある。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止

(観光シティプロモーション課) 枝番2の市民リポーター制度による情報発信は、施策6-2-1「上田の魅力発信、選ばれる都市づくり」へ移行予定

5. 施策の方向性・展開

担当課	基本施策		「施策の方向性」【新設】		(参考)現行計画の「基本施策の各項目」、「枝番の内容」および、検証結果(4月実施)の内容								
	現行	新計画	No	「施策の方向性」	No	基本施策の各項目	No	枝番の内容	頁	担当課	施策の必要性・課題・新たな視点等	方向性	
広報課 秘書課	基本施策1 市民と行政が結ばれる、つながる広報・広聴を目指します	市民と行政が結ばれる、つながる広報・広聴の推進		市民と行政との相互理解を促進するために、様々な媒体・方法により広聴活動を実施します。		双方向コミュニケーションの強化	1	行政からの一方的な情報提供だけでなく、市民と行政がつながる双方向コミュニケーションの仕組みづくりに取り組みます。	49	広報課	【施策の必要性】 ・行政から情報を提供するだけでなく、市民等からの意見などを聴くことが、市民サービスの向上及び市政への参画を促すため必要である。 【課題】 ・市民等の意見などに対し、対応の優先性や迅速性を図るため、情報の共有などの仕組みづくり。 【新たな視点】 ・AI(人工知能)等のICTの利活用	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							2	多様な視点での情報発信とシビックプライド*の醸成を図り、市民リポーターや高い情報の受発信力を持つ市民や団体などと連携し、求められている情報の把握と発信に取り組みます。	49	観光シティプロモーション課	【施策の必要性】 市民リポーター制度は、養成により受講者数と登録数を着実に増やすことができ、また、より地域に根差した情報の収集・発信が可能となっている。 【課題】 一方で、通信技術やSNS配信の発達により、誰もが簡単に情報を発信できる社会となる中、行政として発信手段を集約する必然性がどこまで求められるかが今後の課題となる。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							3	市民などからの頻度が高い問い合わせなどについて、情報提供を充実させるとともに、意見、要望などに対し、迅速に対応できる仕組みづくりに取り組みます。	49	広報課	【施策の必要性】 ・頻度が高い問い合わせの情報提供を充実させたり、情報へのアクセス性を高めたりすることが市民サービスの向上へとつながる。 【課題】 ・各所属で発出する通知やお知らせ、チラシ等において、「誰もがわかりやすい」情報発信となるよう工夫をしたうえで、頻度が高い問い合わせについては、ホームページやLINEで検索しやすい環境を作るなど、市民等が解決しやすい仕組みづくりが必要。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							4	広聴においては、市民や各種団体、事業者などから、手紙・電子メール、懇談会やサテライト市長室など、様々な媒体・方法により市民意見を聴き、市政に反映するよう取り組みます。	49	秘書課	【施策の必要性】 ・広聴は、広く市民の皆様の意見・要望などをお聴きすることにより、市政への関心や市民ニーズを把握し、それらを市の施策に反映させることで、市民との協働のまちづくりを推進する上で必要不可欠なものである。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
							5	常に進化しているICTツール*を活用し、市民と行政、団体間など、それぞれが持つ情報や知識の共有が図れる双方向コミュニケーションの仕組みづくりに取り組みます。	49	広報課 DX推進課	【施策の必要性】 ・スマホやタブレットの活用が市民生活に浸透している現在、SNSやWebサービス、アプリなどのICTツールによる情報共有が欠かせない。 【課題】 ・様々なICTツールがある中で、適した手法で効果的な取組に努める。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
DX推進課		「施策の方向性」を追加する場合は右欄へ記入		高齢者等のデジタル活用に対する支援向上と、幅広い世代を対象とした情報リテラシー向上に取り組みます。									
総務課	基本施策2 情報提供の環境整備を図り、市民や来訪者向けサービスの向上を図ります	情報提供の環境整備及び公共データの利用促進		歴史資料として重要な公文書などを適切に保存するとともに、閲覧のほかに資料のデジタル化により利用の促進を図ります。		公文書館の利用促進	1	歴史資料として重要な公文書などを保存するとともに、閲覧などによる利用の促進を図ります。	50	総務課	【施策の必要性】 ・歴史資料として重要な公文書等は市民共通の財産であり、適切に保存し後世に継承していく必要がある。また、利用を通じて市民の知る権利の保障や行政の説明責任の確保を図る。 【課題】 ・イベントの開催や収蔵する資料の紹介等を通じて幅広く公文書館の機能を知ってもらい、より一層の歴史公文書等の利活用を図る必要がある。 【新たな視点】 ・デジタル技術を活用して、歴史資料等の保存や利用の促進を図る。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
情報システム課				既存の公衆無線LANの通信環境の改善を進め、災害時の情報収集手段確保と平時のサービス向上を図ります。		情報通信手段の整備	1	公共施設などに公衆無線LANを整備するとともに、地域の通信事業者などと連携し、通信手段を整備することにより、災害時における通信手段の確保及び平時における通信回線の利用について、サービスの充実を図ります。	50	情報システム課	【施策の必要性】 ・災害時の通信手段の確保は、状況把握、物資運搬等、避難時には必須のものであるため、継続して運営する必要がある。 【課題】 ・デジタル機器に使用になっていない方々の対応など、ソフト面の充実が必要である。 【新たな視点】 ・電源喪失時や、通信サービスが機能不全になった場合に、衛星通信など、既存のものとは異なる通信手段の確保が必要である。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止
政策企画課				各種統計や地図情報などの公共データのオープンデータ化を通じて、官民連携、市民参加・協働の取組を推進します。		オープンデータの推進	1	各種統計や地図情報などの公共データをオープンデータ化し、公開することにより、公共データの利活用を促進します。	48	政策企画課	・行政が保有している公共データを民間利用に供することは、官民連携、市民参加・協働につながるものと考えられる。 ・市が保有、公開しているデータと市民が求めているデータに乖離があり、想定したような利活用とはなっていない。	B	A: 拡大・充実 B: 継続 C: 縮小 D: 廃止・休止

6. 主な事業【新設】

本節に関連する主な事業名を記載ください
<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を活用した情報発信 ・広報活動研修事業 ・市政提言メール・各課へのお問い合わせメール ・市民のデジタル活用支援事業 ・歴史資料のデジタル化事業 ・安定した通信環境を確保するための維持管理 ・市保有公共データのオープンデータ化

7. 関連する個別計画

(参考) 現行計画の記載内容	新計画で記載する個別計画を記入ください
記載なし	上田市スマートシティ化推進計画

8. SDGs17つの基本目標との関係性

目標	内容	(参考) 現行	新計画 (該当に)
目標1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる【国地総:全般】	○	○
目標2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する【経安、国地総:全般】		
目標3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		
目標4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		○
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		
目標6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		
目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		
目標8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する		
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		
目標10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する		
目標11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	○	○
目標12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する		
目標13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる*【国地気候:全般】	○	○
目標14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		
目標15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		
目標16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	○	○
目標17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	○	○